

令和4年度施行

業務設計書(公示用)

業務名：南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(中地区)

R3年 11月 単価適用

南区土木部維持管理課

業務名:南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(中地区)

業務委託費	円
業務価格	円
消費税等相当額	円

業務の説明

1. 業務の場所

- ・ 南区内（藻岩、南沢、中ノ沢、北ノ沢、川沿）
公園93箇所、街路樹32路線、その他3箇所（位置図・数量調書参照）

2. 業務の概要

- ・ 公園維持管理 清掃・草刈一式、樹木管理一式、施設管理一式、鳥獣対応一式
- ・ 街路樹維持管理 清掃・草刈一式、樹木管理一式、歩道美化一式、鳥獣対応一式

3. 業務の期間

- ・ 令和4年3月15日より令和5年3月14日まで

4. 仕様書等

- ・ 札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書による。
- ・ 札幌市土木工事共通仕様書による。
- ・ 特記仕様書(南区共通)による。
- ・ 内訳書の表記について

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務

仕様書

令和 4 年度版

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書

目 次

1	一 般	-----	1
2	管 理	-----	6
3	施設管理	-----	9
4	図 面	-----	17

— 般

1 適用範囲

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務の仕様は本仕様書によるほか、設計書に明示されている仕様書による。また、設計書、参考資料等と現地の状況に相違がでた場合、及び天候その他不可抗力等により業務の遂行が不可となった場合は、受託者は担当職員に確認して指示を受けなければならない。

2 用語の定義

この仕様書において次に掲げる用語は、それぞれの定義による。

- (1) 担当職員とは、業務主任及び副主任である本市の職員をいう。
- (2) 指示とは、担当職員が受託者に対し履行箇所、期間、工法等を示し、業務を実施させることをいう。
- (3) 承諾とは、受託者が担当職員に報告し、担当職員が事前に了解することをいう。
- (4) 完了とは、業務のすべてを終了することをいう。
- (5) 終了とは、業務期間内において部分的に終了することをいう。
- (6) 検査とは、中間、終了及び完了の検査をいう。
- (7) 確認とは、業務委託期間内において、一定期間内の業務の履行の確認をいう。
- (8) 協議とは、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
- (9) 現場代理人とは、業務の的確な履行を確保するため、受託者の代理人として業務の運営、取締りを行うほか、履行に関する一切の事項を処理する者をいう。

3 書類

受託者は、別に示す様式により、指定期日までに関係書類を担当職員に提出しなければならない。

4 業務計画

- (1) 受託者は、担当職員と協議の上、適切な業務計画を立て業務を遂行しなければならない。
- (2) 受託者は、業務の内容に応じて次の事項の内容を記載した業務計画書を、着手後すみやかに担当職員に提出するものとする。

- ア 作業工程表
- イ 現場組織表（施工体系図を含む）
- ウ 使用車両・使用機械
- エ 履行方法
- オ 履行管理計画
- カ 社内検査
- キ 緊急時の体制及び対応
- ク 安全管理（安全訓練等の実施計画を含む）
- ケ 交通管理

- コ 環境対策
- サ 建設副産物の適正処理計画
- シ その他（街路樹剪定の技術研修の計画、道路使用許可申請関連を含む）

5 用地の使用等

- (1) 受託者が業務実施のために必要な公共用地を使用する場合は、あらかじめ所定の手続きを取るものとする。
- (2) 受託者が業務実施に必要な私有地を借用し、または買収したときは、その土地の使用により生じた苦情及び紛争は、責任をもって解決しなければならない。

6 作業内容等の変更

作業内容等の変更については、契約約款第 8 条に基づくものとする。受託者及び担当職員は作業内容等の変更について協議し、変更指示書(様式 29)により指示を受けて、変更承諾書(様式 34)を提出の上、作業を実施するものとする。

7 支給品

受託者は、支給材料を適正に管理し、業務完了時に精算を行うこと。

8 業務現場発生品

業務履行によって生じた発生品は、担当職員の指示に従い整理のうえ、担当職員の指定する場所で引き渡されなければならない。

9 業務の検査

- (1) 業務終了後に手直し又は検査を行うことが困難であるような箇所については、担当職員の検査を受けた後でなければ次の作業に着手してはならない。
- (2) 業務完了の検査にあたっては、現場代理人又は主任技術者がこれに立ち会わなければならない。

10 事故報告

受託者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、被災者がいる場合には被災者に対し適切かつ迅速に誠意をもって対応することとし、直ちに担当職員に報告するとともに、業務事故報告書を担当職員に速やかに提出しなければならない。

11 環境負荷の低減

委託業務の履行にあたっては、本市の環境方針（令和 3 年 4 月 1 日）に基づき、環境に与える負荷を低減するように努力すること。

- (1) 車両関係

ア 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。

イ 環境に負荷の少ない運転をすること。

- ・急発進、急加速、空ふかしをしないこと。
- ・適正な空気圧、経済速度で走行すること。
- ・不要な荷物、遊具類を積まないこと。

ウ アイドリングストップを徹底するなど、燃料の節約に努めること。

- ・駐停車する場合には、エンジンを止めること。
- ・必要以上の暖機運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。

エ 作業員等の人員輸送については、なるべく公共交通機関の利用に努めること。また、車を使用する場合は、乗り合わせを行い必要最小限度にとどめること。

(2) その他

ア 成果品に紙を使用する場合は、古紙配合率の高いものを使用し、複数ページにわたる場合は、原則として両面印刷とする。

イ 本業務の履行において使用する商品・材料等については、極力環境に配慮したものをを使用すること。

12 交通規制

一定期間、交通規制を必要とする場合は、その方法について担当職員及び関係官庁と協議し、実施及び解除期間等について承認を得なければならない。

13 交通安全施設

作業上、一時的に撤去又は移設する交通安全施設は、作業完了後すみやかに復元し担当職員の確認を得なければならない。

14 諸法規の遵守

受託者は業務の履行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、環境基本法、農薬取締法、毒物及び劇物取締法、道路交通法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

15 官公庁への手続き

- (1) 業務履行のため必要な関係官庁その他に対する諸手続は、受託者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係官公庁その他に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、すみやかにその旨を担当職員に申し出て協議するものとする。

16 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に業務を必要とする場合は、あらかじめ担当職員の承諾を得なければならない。

17 測量

業務に必要な遣方、その他施工の基準となる仮施設は、受託者が設置し、担当職員の検査を受けなければならない。

18 保険

- (1) 受託者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び、中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。また、任意の損害保険に加入しなければならない。
- (2) 道路交通法の適用を受ける機械の使用にあたっては、自賠責保険と同額以上の任意保険に加入し担当職員の確認を受けなければならない。

19 技能講習

- (1) 技能講習者が従事することになっている業務については、特別な場合以外は技能講習者以外の者に業務を行わせてはならない。
- (2) 街路樹管理を含む業務の受託者は、街路樹剪定の技術向上のため、研修を年1回以上行わなければならない。

ア 受託者は街路樹の剪定作業の実施前に、剪定に従事する作業員全員の参加により、社団法人日本造園建設業協会が認定する街路樹剪定士の資格を有する者を講師とした技術研修を実施しなければならない。なお、業務計画書に剪定業務の内容に応じた技術研修の具体的な計画を作成し、担当職員に提出すること。また、その実施状況を記録した資料を整備保管し、担当職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

イ 受託者は、剪定業務に従事する作業員の中に街路樹剪定士の資格を有するものがある場合は、その名簿を担当職員に提出すること。

20 個人情報取扱注意事項

- (1) 個人情報を取り扱う際の基本的事項

受託者は、業務実施に当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

- (2) 秘密の保持

受託者は、業務を実施するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

また、その使用する者が業務を実施するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

- (3) (1)、(2)の規定は、この業務が完了し、又は解除された後においても、同様とする。

- (4) 複写、複製の禁止

受託者は、業務を実施するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(5) 目的外使用の禁止

受託者は、業務を実施するに当たって、発注者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(6) 資料等の返還

受託者は、業務を実施するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(7) 事故の場合の措置

受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(8) 契約解除及び損害賠償

発注者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

21 調査に対する協力

受託者は、札幌市が自ら、又は札幌市が指定する第三者が行なう調査に対し、担当職員の指示により、これに協力すること。

22 新型コロナウイルス感染予防対策

- (1) 受託者は、事務所、現場、移動経路、立寄先、通勤経路等と、その周辺地域において、従事者の感染を防止するよう最大限の対策を講じるものとする。
- (2) 受託者は、新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合には、速やかに担当職員に報告すること。
- (3) 上記(1)(2)を行うにあたって、国土交通省作成の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」(R3.5.12改訂版)を参照すること。

管 理

1 履行管理

受託者は、担当職員と協議し、適切な履行管理を行うこと。

2 現場管理

- (1) 作業時間は第三者に対する危険防止からも、特に担当職員が認める場合以外、日没後に履行してはならない。
- (2) 受託者は、土木工事安全施工技術指針を参考に常に業務の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めるとともに、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針を参考にして、業務に伴う騒音振動の発生をできるだけ防止し、生活環境の保全に努めなければならない。
- (3) 機械使用の場合は、機種等は担当職員の承諾を受けること。
- (4) 機械の使用に資格が必要な場合には、資格証明の写しを整備し、担当職員から提出を求められた場合には速やかに提出できるようにすること。
- (5) 作業中は「作業中」、「注意」の看板等を標示すること。
- (6) 機械の運転中はもちろん、休息中も危険な状態にならないよう、監視員を配置するなどの措置をとり、注意を怠らないこと。
- (7) 作業終了後は、後片づけはもちろん、作業指示区域の周囲を清掃し、ゴミ等はその日のうちに処理すること。
- (8) 作業終了後は、機械その他の工具等を一切置かないこと。
- (9) 受託者は業務現場が隣接し、又は同一場所において別途業務がある場合は、常に相互協調して紛争を起こさないように処置しなければならない。
- (10) 受託者は業務履行中、担当職員及び管理者の許可なくして流水及び交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼすなどの履行方法をしてはならない。
- (11) 受託者は市街地における業務について建設工事公衆災害防止対策要綱に準拠し、災害の防止に努めなければならない。
- (12) 豪雨、出水、その他天災に対しては、平素から気象予報などについて十分な注意を払い、常にこれらに対処できる準備をしておかななければならない。
- (13) 業務中必要な保安措置は、関係法規に従って行わなければならない。
- (14) 受託者は、業務の実施に影響を及ぼす事故、あるいは人命に損傷を生じたとき、又は第三者に損害を与えた事故が発生した時は、遅滞なくその状況を担当職員に報告しなければならない。
- (15) 受託者は業務の履行にあたり、現場の環境を阻害することのないよう、その保全について十分に注意しなければならない。
- (16) 業務が終了したときは、後片づけ及び清掃を業務期間内に完了しなければならない。

3 安全管理

受託者は、業務の履行にあたり事故防止に十分留意しなければならない。

- (1) 受託者は業務着手後、作業員全員の参加により業務の1期当り半日以上時間を割当て、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、業務計画書に当該業務の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、担当職員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備保管し、担当職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

(安全に関する研修・訓練等の例)

ア 安全活動のビデオ視聴覚資料による教育

イ 当該業務内容の周知徹底

ウ 当該業務における災害対策訓練

エ 当該業務で予想される事故対策

オ その他、安全・訓練等として必要な事項

- (2) ダンプトラック、大型貨物自動車による土砂、業務用資材などの運送計画の立案にあたっては、適法な運送業者を使用することとし、過積載などによる事故防止とともに、下請業者の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。
- (3) 運転者に対しては、安全運転講習会の開催等、安全運転意識の向上に努めるとともに、下請業者の雇用する運転者に対しても、その浸透を図らなければならない。
- (4) 業務に関連して発生した交通事故及び業務従事者の悪質な交通違反は、その発生の都度、遅滞なく担当職員に文書をもって報告しなければならない。
- (5) 一般交通の用に供している道路を業務履行のため使用する場合は、受託者はあらかじめ担当職員及び所管警察署と、交通規則等の具体的打ち合わせを行い、所管警察署が付す道路使用許可条件を遵守しなければならない。なお、道路使用許可条件以外の以下の点についても遵守すること。
 - ア 交通規制の期間（時間）は必要最低限にとどめるよう努めること。
 - イ 通行禁止を行う場合は、原則として迂回路を設けること。
 - ウ 通行禁止区間であっても、区域内居住者のために必要と認められる交通は確保すること。
- (6) 業務現場近くに児童に関する施設があつて、児童がしばしば業務現場を通行する場所については、教育機関に依頼し児童に注意を呼びかけなければならない。
- (7) 業務現場に児童が立ち入ろうとする場合には、作業員、又は誘導員は危険を児童に教えるとともに注意し安全な場所へ誘導すること。
- (8) 業務現場近くに高齢者又は障がい者の施設があつて高齢者又は障がい者がしばしば通行する場合には、通行に支障のない通路等を確保すること。

4 写真管理

(1) 基本事項

- ア 写真の種類…35mm 版、APS、電子媒体（デジタルカメラ）
- イ 写真の色彩…カラー
- ウ 写真の大きさ…サービスサイズ程度
- エ 写真帳の大きさ…4 切版のフリーサイズ又は A4 版
- オ 写真帳の提出部数…1 部（原本（ネガ、CD-R 等）は担当職員からの指示があった場合は提出する。）
- カ 撮影項目…作業状況（作業前後及び作業中）
- キ 撮影頻度（提出頻度）…別紙（公園、街路樹）の基準を標準とする。

(2) 留意事項

- ア 撮影した写真を明確にするため、次の事項を記入した小黒板を必要に応じて写し込むこと。
○業務名 ○工種 ○撮影月日 ○撮影場所 ○立会担当職員名（立会った場合のみ）
- イ 撮影した写真は、作業状況、寸法等の確認、判定等ができるよう工夫するものとし、撮影方法の詳細については、あらかじめ担当職員と協議するものとする。
- ウ 撮影後は速やかに撮影の適否を確認する。
- エ 電子媒体による写真については、必要な文字、数値等の内容が判読できる機能、精度を確保できる撮影機材を用いるものとする。（有効画素数 80 万画素以上、プリンターはフルカラー300dpi 以上、インク・用紙等は通常の使用条件のもとで 3 年間程度に顕著な劣化が生じないものとする。）
- オ 業務写真帳については、工種毎に整理することを基本とし、その詳細についてはあらかじめ担当職員と協議するものとする。

5 業務報告

- (1) 業務週報（様式 22）は原則として、前週の月曜日から日曜日までの作業日、作業箇所、作業内容、今週の作業予定、並びに担当職員からの連絡（指示）を記載のうえ、原則として毎週月曜日に担当職員に提出すること。
- (2) 業務週報の他、下記の報告書についても提出すること。
【毎週提出するもの】
 - 遊水路管理業務報告…監視員が常駐の場合。塩素濃度測定報告を含む。
 - ゲート開閉業務報告
【毎回提出するもの】
 - 巡視点検報告…必要に応じ写真を添付する。
- (3) 各月の月末には、維持管理報告書（様式 23）として、当月の作業内容の総括表を作成し別に示す様式（様式 24、25）により提出すること。
- (4) 契約書に示す各期末には終了（完了）届（様式 21）とともに、各作業内容を明確に撮影した写真も提出すること。

施 設 管 理

公園・街路樹共通編

1 施設管理一般

- (1) 各作業の実施にあたって、実施方法、時期等については、担当職員と協議すること。
- (2) 担当職員が特に指定した作業については、作業の開始、終了等を担当職員に報告し、確認を受けること。
- (3) 作業時に、異常箇所を発見した場合はただちに報告し週報等に記載すること。なお、危険性の高い破損、支障を発見したときは、ただちに事故防止等の処理（応急措置）を行い担当職員に報告し指示を受けること。

2 農薬散布

病虫害の防除に当たっては農薬以外の方法を検討し、やむを得ない場合に農薬を使用するものとする。なお、農薬の使用に当たっては、「住宅地等における農薬使用について」（平成 25 年 4 月 26 日付け 25 消安第 175 号農林水産省消費・安全局長、環水大土発第 1304261 号環境省水・大気環境局長通知）の項目を遵守すること。

3 ゴミ・剪定枝・刈草等の処理について

- (1) 回収したゴミは種類ごとに分別すること。
- (2) リサイクル可能なものについてはリサイクルを基本とする。
- (3) 搬入先については、種別ごとに履行計画書（建設副産物の適正処理計画）に明記すること。
なお、担当職員から別途指示があった場合はその指示によること。
- (4) （一財）札幌市環境事業公社 篠路資源化センターへの剪定枝の搬入は、当センターが定める下記の基準を参考に行うこと。
 - ア 幹は直径 80cm 以下、長さ 2m 以下のもの。
 - イ 根は最大寸法（直径・長さ）1m 以内で、土を落としたもの。
 - ウ 毒のある樹木は搬入不可となる場合がある。
（一例）アジサイ、イチヨウ、トチノキ、ニセアカシア など
 - エ トゲのある樹木は、他の樹木と分ければ搬入可能。ただし、搬入の際は申出が必要。
（一例）ハリギリ、ボケ など
 - オ 刈草・葉・イチヨウの葉等のリサイクルに不適なものは搬入不可となる場合がある。
 - カ 混載で搬入する場合、剪定枝と幹・根は降ろす場所が異なるため、分けて積載するよう心掛けること。
- (5) 令和 4 年夏頃に開設予定の（仮称）北海道木質バイオマス（株）の石狩中間土場（石狩市新港中央 2 丁目）へ幹、根株等を搬入する場合、詳細については担当者と協議すること。

(6) 特定外来生物の刈草等の取り扱いについて

ア 受託者は、区域内に下記の特定外来生物（植物）の生育（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）を確認した場合は、担当職員に報告しなければならない。

イ 受託者は区域内に特定外来生物（植物）の生育が確認された場合で、除草行為を行う必要がある場合は、「駆除」又は「防除」により行うこととし、その方法については担当職員と協議し、その指示に従うこと。

なお、特定外来生物の同定方法については、環境省ホームページを参照のこと。

http://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/manual/10hp_shokubutsu.pdf

札幌市内で確認されている特定外来生物（植物）の種は次の３種である

種名：オオハンゴンソウ、オオキンケイギク、オオフサモ（令和３年１１月時点）

(7) 受託者以外の者の作業により発生した刈草等を運搬する場合は、事業系一般廃棄物（伐採・抜根等）運搬の許可を持つ者が行うこと。

4 カラスの巣撤去

公園・緑地内及び街路樹にカラスの巣を発見した時は、直ちに担当職員に連絡し、対応について指示を受けること。担当職員から撤去の指示があった場合には、担当職員と作業方法を十分打ち合わせるとともに、下記事項について十分注意して作業すること。

- (1) 巣の撤去を行うときは「鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等」の従事証を携帯し、関係者から求められた場合は提示すること。また札幌市より配布された指定の腕章（鳥獣捕獲用）を着用すること。
- (2) 配布された腕章及び従事者証についてはこの許可期間満了後に返還すること。
- (3) 撤去する際には、公園利用者や周辺住民に対し危害が及ばないように、十分周知するとともに、利用者が作業場所周辺に近づかないように安全対策をとること。

5 ハチの巣撤去

公園・緑地内及び街路樹にハチの巣を発見した時は、直ちに担当職員に連絡し、対応について指示を受けること。担当職員から撤去の指示があった場合には、担当職員と作業方法を十分打ち合わせるとともに、下記事項について十分注意して作業すること。

- (1) 基本的に撤去するハチの巣は、スズメバチ類、アシナガバチ、ミツバチ、マルハナバチのものとする。
- (2) 撤去作業者は、ハチの攻撃に対して防御効果のある防護服、ヘルメット、手袋、長靴などを着用して作業すること。
- (3) 撤去する際には、公園利用者や周辺住民に対し危害が及ばないように、十分周知するとともに、作業周辺に近づかないように安全対策をとること。
- (4) 撤去の際に薬剤が必要な場合には、使用する薬剤についてあらかじめ担当職員の承認を得ること。
- (5) 撤去後、ハチが巣の周辺にとどまることが予想され、公園利用者や周辺住民に危害の及

ぶ恐れのあるときは、その周辺に近づかない措置を引き続き講じること。

(6) 前項の措置を解除するときは、担当職員の承認を得ること。

(7) 撤去した巣の処分は、担当職員の指示によること。

6 冬囲い

雪害や事故防止等を目的として、樹木及び施設等の冬囲い設置・撤去を行う。実施時期については、気象条件等によって変更する場合があるため、担当職員と協議の上で決定すること。

(1) 冬囲いについては、指定された箇所を指定された内容、方法で実施すること。なお、冬囲い方法については、図面のとおりとする。

(2) 鉄棒の冬囲いについては図面を参考に、本市が支給する使用禁止テープ（緑色）及び禁止札を使用して実施すること。

公 園 編

1 管理一般

- (1) 作業内容は、清掃、草刈等設計書及び委託内訳書に示された内容を実施すること。
- (2) 町内会等管理の公園についても、清掃、草刈以外の管理について設計書及び委託内訳書に示された内容を実施すること。

2 清掃

公園及び緑地にある危険もしくは不必要なガラス、石、動物の糞、塵芥等を除去し安全・衛生に配慮しながら必要に応じて実施すること。

- (1) 区域：指定された区域全域を行うこと。
- (2) 回数：指定された回数を行うこと。
- (3) 作業日：指定された日に行うこと。
- (4) 塵芥処理：清掃により集められた塵芥等は、本市が定めた種類ごとに分別し適切に処理すること。
- (5) 砂場：砂場の清掃はゴミ・ガラスの破片等危険なもの、石、動物の糞等を念入りに除去すること。
- (6) 各施設の着地点、特にターザンロープ等の着地点については、石・ガラス等の突起物に注意し除去すること。
- (7) 排水施設：排水施設の清掃は、桧（水飲台の溜桧を含む）、側溝等のゴミや落葉等を除去すること。なお、発生する汚泥は「産業廃棄物」となるため担当職員と協議すること。

3 草刈

公園及び緑地等の芝生の生育維持、美観の維持等、芝生の良好な状態を維持するため行うものである。

- (1) 区域：指定された区域全域を行うこと。
- (2) 回数：指定された回数を行うこと。
- (3) 草丈：草丈は4 c m前後に仕上げること。
- (4) 方法：樹木や株物の周辺、施設の縁については、樹木等を傷つけない方法で行うこと。
- (5) 安全対策：機械刈を行う際は、作業区域内に安全施設を設置し作業すること。また、小石などの飛散防止対策を講じること。
- (6) 草の処理：刈り取った草の処理は速やかに行い、十分に乾燥させた上、特に指定された場合を除き本市指定処理場に運搬し処分すること。
- (7) 樹木を傷つけた場合：樹木の根元等を傷つけた場合には、保護剤などを塗布するなどの処置を施し、樹木の養生を行うこと。

4 生垣

- (1) 生垣の刈込は指定回数以上行い、刈り込んだ枝葉は集積し処理すること。
- (2) 実施期間は現場状況を把握のうえ、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 生垣の仕上がり寸法は下表を基準とし、特別な場合は担当職員の指示によるものとする。

(単位：m)

高さ	0. 6	1. 2	2. 5
幅	0. 3～0. 4	0. 5～0. 6	0. 7～0. 8

- (4) 四つ目垣等の補修・撤去等は担当職員と協議し、指示に従うこと。
- (5) 生垣の刈込みは道路周辺の作業が多いので安全対策を十分に行うこと。

5 砂場整正

- (1) 指定された箇所を指定された回数行うこと。
- (2) 掘り起こしは、スコップ、クワ等を用い、指定された厚さ（深さ 20cm を標準とする）の砂を攪拌すること。
- (3) 清掃は、攪拌した砂の中にあるゴミ・ガラスの破片等危険なもの、石、動物の糞等を念入りに除去すること。
- (4) 掘り起こした砂は、最後にレーキ等で平坦に均すこと。

6 巡視点検及び施設点検

- (1) 指定された公園内において、指定された期間内、指定された回数、各施設の巡視点検を行うこと。
- (2) 巡視点検のうち、年に 1 回（4 月～7 月下旬）は施設点検として、指定された施設（特に利用者の安全確保に支障を及ぼす恐れがあるもの）について、目視等により点検を行うこと。施設点検については、以下の凡例を標準として、劣化や損傷の有無に関わらず担当職員に報告すること。
 - ◎：異常がなく、安全性に問題はない
 - ：劣化や損傷があるが、安全性には問題がない
 - △：劣化や損傷があり、安全性について別途確認が必要である
 - ×：劣化や損傷があり、安全性に懸念がある
- (3) 春一番の遊具冬囲い撤去の際、目視のほか遊具の各部分に力を加えゆするなどし、遊具が安全に使用できるか確認した後、開放すること。また、異常が認められた場合には直ちに使用禁止の措置を行い、担当職員に報告すること。
- (4) 担当職員の指示があったときは、指示のあった公園を巡視点検し、その結果を速やかに担当職員に報告すること。
- (5) 巡視点検及び施設点検において、施設に異常が認められた場合は、即時事故の発生・拡大等防止のための応急措置を行い、担当職員に報告すること。

(6) 点検項目は下記のとおりとする。

点検項目	内 容
公園の汚染状況	清掃の必要性
樹木の状況	倒木、腐朽木、枯れ木、折れ枝、越境枝などの状態
遊器具類の状況	破損の状態など
外柵類の状況	破損の状態など
照明灯の状況	破損の状態（特に灯具、地際、段付部分の腐食、穴の有無の確認）、点灯状態など
給水・排水施設の状況	破損の状態、内部の堆積物の有無の確認など
その他施設の状況	破損の状態など
その他	利用の状況など

7 樹木の伐採・抜根

- (1) 周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意すること。
- (2) 伐採は、原則として地際で切断することとし、公園利用者の支障（躓き等）とならないよう処理すること。
- (3) 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断すること。
- (4) 伐採後の根株の処理（抜根）は、担当職員の指示による。なお、抜根を行なう場合は、できる限り根を残さないようにし、抜根跡の穴は埋戻して整地すること。

街 路 樹 編

1 植樹樹・緑地帯清掃

植樹樹及び緑地帯等にある危険もしくは不必要なガラス、石、動物の糞、塵芥等を除去し安全、衛生に考慮すること。

- (1) 区域：指定された区域全域を行うこと。
- (2) 回数：指定された回数を行うこと。
- (3) 塵芥処理：清掃により集められた塵芥等は、本市が定めた種類ごとに分別し適切に処理すること。

2 植樹樹・緑地帯草刈

植樹樹及び緑地帯等の芝生の生育維持、美観の維持等、芝生の良好な状態を維持するために行うものである。

- (1) 区域：指定された区域全域を行うこと。
- (2) 回数：指定された回数を行うこと。
- (3) 草丈：草丈は4 c m前後に仕上げること。
- (4) 方法：樹木や株物の周辺、施設の縁については、樹木等を傷つけない方法で行うこと。
- (5) 安全対策：機械刈を行う際は、作業区域内に安全施設を設置し作業すること。また、小石などの飛散防止対策を講じること。
- (6) 草の処理：刈り取った草の処理は速やかに行い、十分に乾燥させたうえ、特に指定された場合を除き本市指定処理場に運搬し処分すること。
- (7) 樹木を傷つけた場合：樹木の根元を傷つけた場合には、保護剤などを塗布するなどの処置を施し、樹木の養生を行うこと。
- (8) その他：宿根草や球根類には、十分注意して作業すること。

3 樹木管理

- (1) 樹木剪定：実施時期・仕上がり形状については、担当職員の指示によること。
なお、街路樹の剪定については、別添「街路樹剪定技術指針」【平成 28 年 11 月みどりの推進部編】を参考にすること。
道路上作業は誘導員等による安全対策を行うこと。
- (2) 支柱補修：支柱を原形に復旧するものである。札幌市造園工事標準図に基づく。
- (3) 支柱取付：札幌市造園工事標準図に基づく。
- (4) 樹木結束：古いしゅろ縄、杉皮を取り除いて結束する。札幌市造園工事標準図に基づく。
- (5) 支柱撤去：活着し根の揺らぎの無い樹木については、支柱を撤去すること。
- (6) ヤゴ取り：樹木の地際から出る新梢は撤去すること。
- (7) 樹木下枝取り：道路の建築限界を確保するため、必要な枝の剪定を行うこと。
- (8) 生垣刈込、樹木冬囲い、低木刈込は公園編を参照すること。
- (9) 植栽：札幌市造園工事標準図に基づく。

4 花苗配布、マイタウン・マイフラワー

本市の歩道美化事業計画に基づき、地域団体に花苗や種子、セルトレイなどの助成を行う。

- (1) 指定する時期に各団体へ花苗等を配布すること。
- (2) 配布後、花苗等配布一覧表や花苗等納入の確認できる書類を速やかに提出すること。

5 巡視点検

- (1) 指定された路線を、指定された期間内、指定された回数、巡視点検すること。なお、巡視方法（徒歩または車両）は区特記仕様書または担当職員の指示によること。
- (2) 担当職員の指示があったときは、各路線を巡視点検し、その結果を速やかに担当職員に報告すること。
- (3) 点検中、異常が認められた場合は、即時事故の発生・拡大等防止のための応急措置を行い、担当職員に報告すること。
- (4) 点検項目は下記のとおりとする。

点検項目	内 容
樹木の状況	歩道・車道などの通行の支障状態 信号、標識などへの支障状態 倒木、腐朽木、枯れ木、折れ枝、病虫害などの状態
結束の状況	結束部がきつくなっていないか
支柱の状況	破損の状態、樹木に食い込んでいないかなど
植樹柵の状況	清掃の必要性、草刈の必要性、破損の状態など 切株・根上がり・段差により歩行者・自転車などへの通行の支障状態

6 樹木の伐採・抜根

- (1) 周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意すること。
- (2) 伐採は、原則として地際で処理すること。ただし、まず花壇の植栽に影響がある場合や、一連作業で抜根を行なう場合はこの限りではない。
- (3) (2)において、地際伐採が可能であるにもかかわらず、地上部の幹を残しかつ一連作業で抜根を行なわない場合は、できるだけ速やかに抜根を実施すること。
- (4) 抜根は、できる限り根を残さないようにし、抜根跡の穴は埋戻して整地すること。
- (5) 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断すること。

図 面

1 外柵設置図

1-1 鋼製外柵設置 (W=3.0m)

1-2 鋼製外柵設置 (W=2.0m)

1-3 鋼製外柵設置 (W=1.5m)

2 樹木冬囲い図

2-1 冬囲いA

2-2 冬囲いB

2-3 冬囲いC

2-4 冬囲いD、E、F

2-5 冬囲いG

2-6 冬囲いH

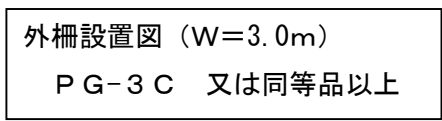
2-7 冬囲いI

2-8 冬囲いJ

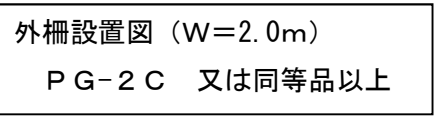
3 施設冬囲い図

3-1 鉄棒冬囲い (イメージ図)

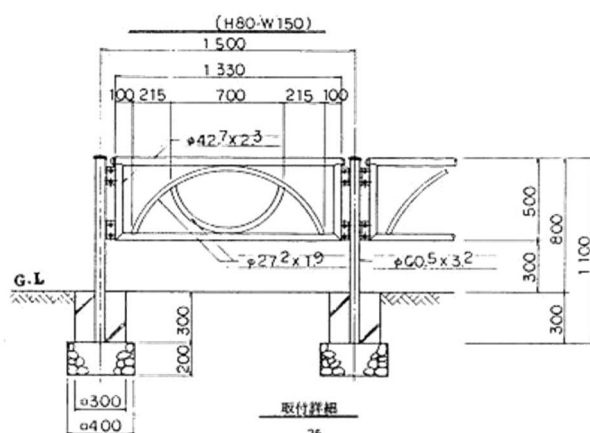
1-1 鋼製外柵設置 (W=3.0m)



外柵設置図 (W=2.0m)
P G-2 C 又は同等品以上

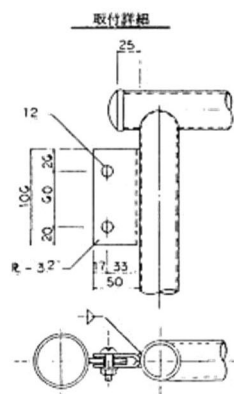
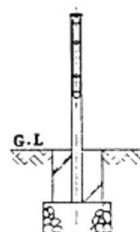


1-3 鋼製外柵設置 (W=1.5m)



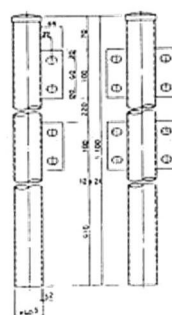
外柵設置図 (W=1.5m)

P G-1.5 C 又は同等品以上



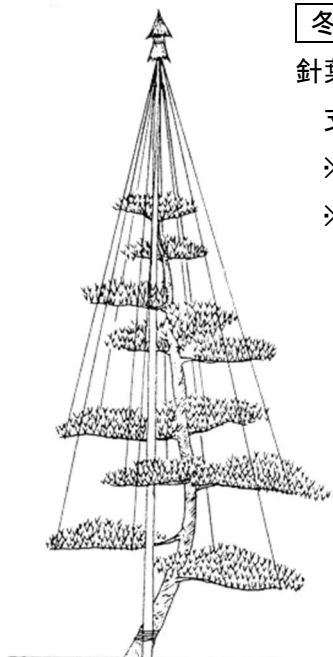
端柱 詳細図

中間柱 詳細図



2 樹木冬囲い図

2-1 冬囲いA



冬 囲 い A

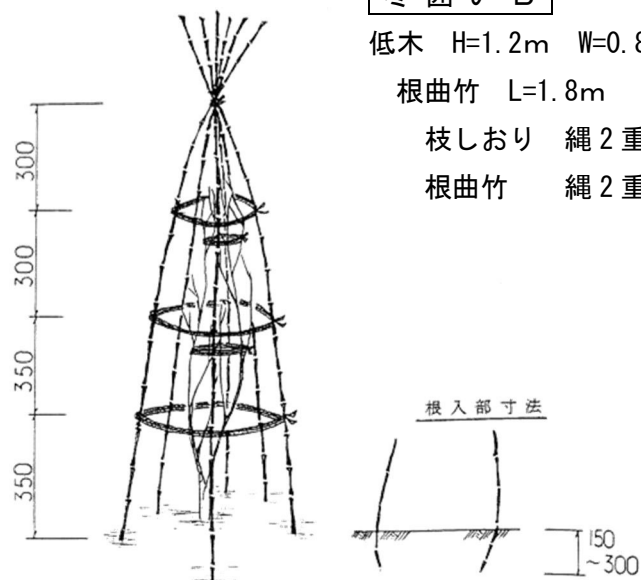
針葉樹 H=4.0m (支柱丸太 1 本つり物)

支柱丸太 L=6.3m 末口 3cm

※下縄本数は、樹形によって異なる。

※使用縄(径 7.5mm)量は、2.5kg とする。

2-2 冬囲いB



冬 囲 い B

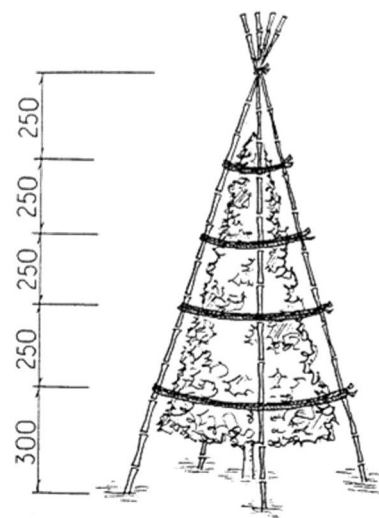
低木 H=1.2m W=0.8m (根曲竹 6 本使用)

根曲竹 L=1.8m

枝しおり 縄 2 重巻 2 ヶ所結束

根曲竹 縄 2 重巻 4 ヶ所結束

2-3 冬囲いC

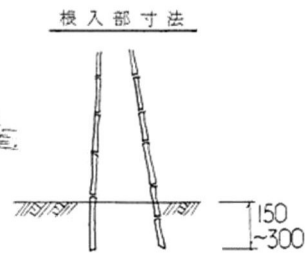


冬 囲 い C

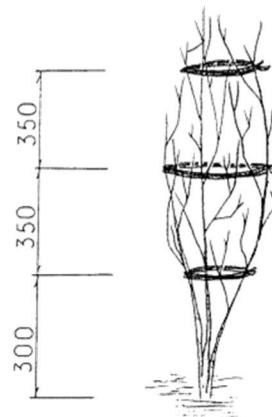
低木 H=1.2m W=0.8m (晒竹 4 本使用)

晒竹 L=1.8m 末口 3cm

晒 竹 縄 2 重巻 5 ヶ所結束



2-4 冬囲いD、E、F



冬 囲 い D

低木 H=0.6m W=0.3m (縄しばり)

縄 2 重巻 1 ヶ所結束 結束箇所は図参考

冬 囲 い E

低木 H=0.9m W=0.5m (縄しばり)

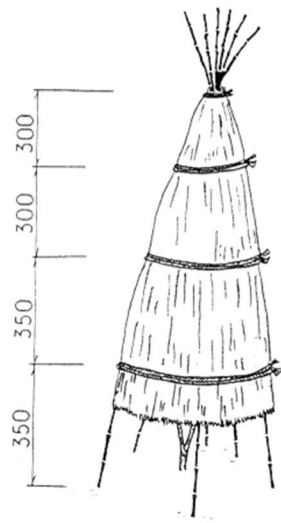
縄 2 重巻 2 ヶ所結束 結束箇所は図参考

冬 囲 い F

低木 H=1.2m W=0.8m (縄しばり)

縄 2 重巻 3 ヶ所結束 結束箇所は図参考

2-5 冬囲いG



冬囲いG (冬囲いB+むしろ掛け)

低木 H=1.2m W=0.8m (根曲竹・むしろ使用)

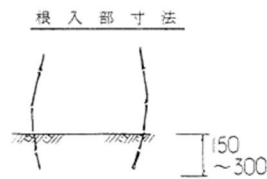
根曲竹 6本、むしろ 1枚 使用

根曲竹 L=1.8m

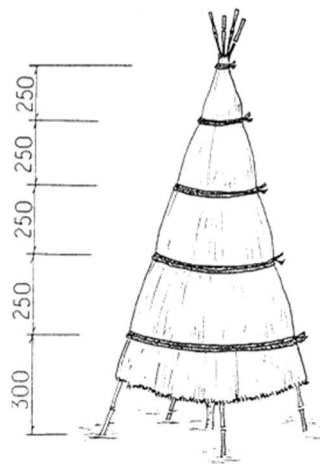
枝しおり 縄2重巻 2ヶ所結束

根曲竹 縄2重巻 4ヶ所結束

むしろ 縄2重巻 4ヶ所結束



2-6 冬囲いH



冬囲いH (冬囲いC+むしろ掛け)

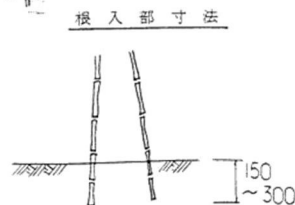
低木 H=1.2m W=0.8m (晒竹・むしろ使用)

晒竹 4本、むしろ 1枚 使用

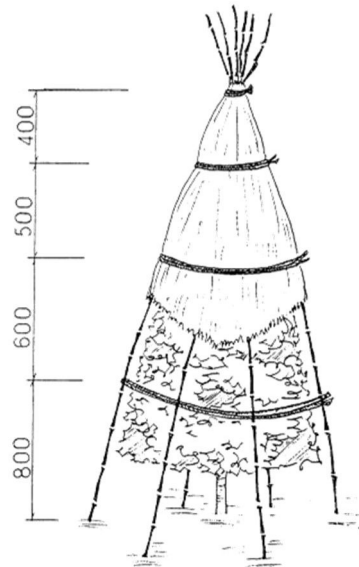
晒竹 L=1.8m 末口3cm

晒竹 縄2重巻 5ヶ所結束

むしろ 縄2重巻 5ヶ所結束



2-7 冬囲い I



冬 囲 い I

低木 H=2.0m程度 W=1.0m程度

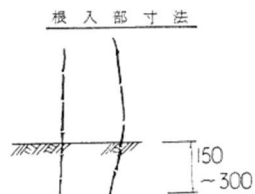
(根曲竹・むしろ使用)

根曲竹 6本、むしろ 2枚 使用

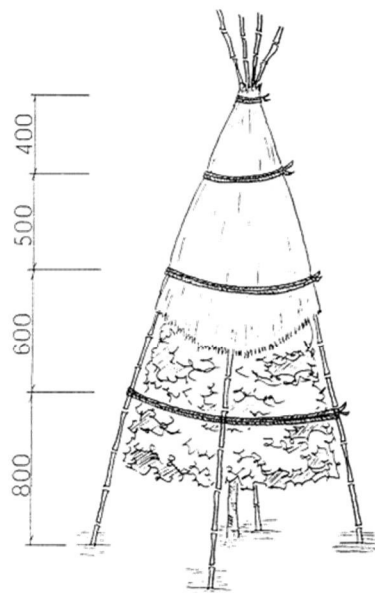
根曲竹 L=2.7m

根曲竹 縄2重巻 4ヶ所結束

むしろ 縄2重巻 3ヶ所結束



2-8 冬囲い J



冬 囲 い J

低木 H=2.0m程度 W=1.0m程度

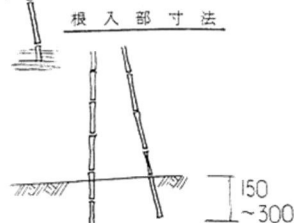
(晒竹・むしろ使用)

晒竹 4本、むしろ 2枚 使用

晒竹 L=3.9m 末口 3cm

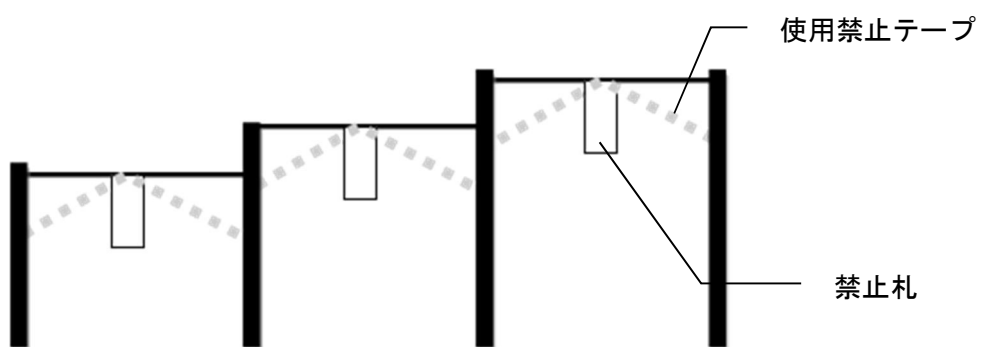
晒竹 縄2重巻 4ヶ所結束

むしろ 縄2重巻 3ヶ所結束



3 施設冬囲い図

3-1 鉄棒冬囲い（イメージ図）



別紙

総合維持管理業務 写真管理基準 【公園】

項 目	詳 細	撮 影 項 目	提出頻度（場所）	提出頻度（回数）	備 考
清掃	一般清掃（拾い集め型）	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	5 公園毎に 1 箇所	5 回毎	
	春 1 回目清掃	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	5 公園毎に 1 箇所	毎回	
	秋落ち葉清掃	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	5 公園毎に 1 箇所	毎回	
	水施設清掃	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	全箇所	毎回	
植物管理	草刈	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	5 公園毎に 1 箇所	毎回	
	生垣刈り込み	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10 公園毎に 1 箇所	毎回	
	高木剪定	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10 本毎に 1 箇所	毎回	
	寄植え刈り込み	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10 公園毎に 1 箇所	毎回	
	樹木薬剤散布	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10 本毎に 1 箇所	毎回	
		薬剤混入及び攪拌状況	1 作業毎	毎回	
	樹木冬囲い設置, 撤去	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10 公園毎に 1 箇所	毎回	
施設管理	施設類冬囲い設置, 撤去	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10 公園毎に 1 箇所	毎回	
	グラウンド等整正	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	全箇所	2 回毎	
	砂場かきおこし（砂補給）	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	10 公園毎に 1 箇所	毎回	
		厚さ	10 公園毎に 1 箇所	毎回	
その他	巡視・点検	発見した異常個所, 危険個所	各所	適宜	点検報告書の提出

○上記の基準は標準とし, 必要に応じて適宜変更できるものとする。

○上記にない項目については, 実情に応じて別に適宜定めるものとする。

○清掃, 草刈については, 年間を通じ同一公園を撮影することのないものとする。

別紙

総合維持管理業務 写真管理基準 【街路樹】

項 目	詳 細	撮 影 項 目	提出頻度（場所）	提出頻度（回数）	備 考
一般管理	清掃（柵・分離帯・緑地）	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	各路線毎に 1 ヲ所	毎回	
	草刈（柵・分離帯・緑地）	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	各路線毎に 1 ヲ所	毎回	
	除草（草取り）	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	各路線毎に 1 ヲ所	毎回	
	樹木剪定・整枝	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	街路樹 50 本に 1 ヲ所	毎回	
	ヤゴ取り	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	街路樹 50 本に 1 ヲ所	毎回	
	下枝取り	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	街路樹 50 本に 1 ヲ所	毎回	
	寄植刈込み	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	各路線毎に 1 ヲ所	毎回	
	生垣刈込み	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	各路線毎に 1 ヲ所	毎回	
	低木刈込み	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	各路線毎に 1 ヲ所	毎回	
	冬囲い	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	各路線毎 50 組に 1 箇所	毎回	
	支柱補修	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	各路線毎 50 組に 1 箇所	毎回	
	支柱撤去	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	各路線毎 50 組に 1 箇所	毎回	
	支柱結束	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	各路線毎 50 組に 1 箇所	毎回	
	花苗植え	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	各路線毎に 1 ヲ所	毎回	
	球根植込み	作業状況（作業前, 作業中, 作業後）	各路線毎に 1 ヲ所	毎回	
	灌水	作業状況（作業中）	各路線毎に 1 ヲ所	毎回	
その他	巡視・点検	発見した異常箇所, 危険箇所	各所	適宜	点検報告書の提出

○上記の基準は標準とし, 必要に応じて適宜変更できるものとする。

○上記にない項目については, 実情に応じて別に適宜定めるものとする。

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務

特記仕様書（南区共通）

令和 4 年度版

札幌市南区土木部

札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務

特記仕様書（南区共通）

目次

1. 一 般	3
2. 管 理	5
3. 施設管理（公園・街路樹共通編）	8
3-1. 公園編	10
3-2. 街路樹編	21
4. 様 式	23

1. 一 般

1. 施行上の義務等

- (1) 受託者は、施行する業務の内容に応じ、現場代理人及び施行現場における施行の技術上の管理をつかさどる者を定め、これに従事させなければならない。
- (2) 受託者は、現場代理人等を定めた時は、その旨を別紙様式により担当職員へ届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- (3) 作業に使用する車両には、見えやすい箇所に JV 名や業務名が記載された掲示板を設置すること。道路上にて作業を実施する際は、道路使用許可証を掲示すること。また、当業務以外で車両を使用する際は、掲示板を外すこと。

2. 監督等

- (1) 担当職員は、適正な業務の遂行を図るため、受託者に対して常に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。
- (2) 受託者は担当職員の監督を受け、担当職員から業務改善命令等がなされた場合は、その補正等の措置を行なうこと。

3. 施工管理一般

- (1) 業務を実施するに当たり、本業務の設計書、公園維持管理台帳、街路樹維持管理台帳、仕様書等の確認を実施すること。内容に疑義がある場合は、担当職員に確認して指示を受けること。
- (2) 業務内で実施した作業に関して、実施日・作業内容・数量について担当職員に報告すること。また、月別に集計して金額を報告すること。
- (3) 設計変更の対象となる場合は、作業内容・数量を集計し担当職員と協議すること。
- (4) 作業の実施により公園維持管理台帳及び街路樹維持管理台帳に変更が生じた際は、担当職員に報告すること。

4. 用具及び消耗品、支給品

- (1) 業務を遂行するために必要な用具及び消耗品は、別途定めるものを除き、受託者が負担すること。
- (2) 支給品を使用する場合は、事前に担当職員に報告し、使用数量を週報に記載し、業務完了時に精算を行うこと。
- (3) 支給品を保管場所から持ち出す際には、品名・数量・日付が分かるよう写真を撮影し各期の検査時に提出すること。

5. 使用する仕様書等

- (1) 業務の施工は、業務内容により下記の仕様書等に基づき実施すること。内容に疑義

がある場合は、担当職員に確認して指示を受けること。

○札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書（以下、札総仕とする）

○特記仕様書（南区共通）

○札幌市土木工事共通仕様書（以下、札土仕とする）

○札幌市土木工事標準設計図集（以下、札土標とする）

○札幌市造園工事標準図（以下、札造標とする）

2. 管 理

1. 安全管理

- (1) 作業員は作業に適した保護具を身に着けること。
- (2) 道路上作業を実施する際は、作業区域内及び周辺に保安施設の設置や交通誘導警備員を配置し、危険防止に努めること。その内容について、実施状況の写真を各期の検査時に提出すること。
- (3) 歩行者や自転車の通行時には、交通誘導警備員または作業員により通行の安全を確保すること。
- (4) 高所作業を実施する場合は、安全带等を着用し転落防止措置を必ず講じること。梯子や脚立を使用する際は、転倒防止措置を講じること。
- (5) 剪定や伐採等の高所作業時に、剪定枝や伐採枝を下方に落とす場合は、周辺の状況を確認し安全が確認されてから実施すること。
- (6) 現場の状況等により、交通誘導警備員数に増減が生じた場合は双方で協議し、後日配置の報告書等を担当職員に提出すること。
- (7) 剪定や伐採等の作業時は、労働安全衛生規則等の諸法令を順守すること。また、作業員への安全管理教育を実施すること。
- (8) 北電やNTTの架空線付近で剪定や伐採等の作業を実施する際は、切断及び破損しないよう十分注意すること。
- (9) 剪定などの維持管理作業を行う場合は、事前にハチの巣の有無を確認してから実施すること。特に、事前目視確認が極めて困難である生垣や寄植の刈込、トラフ蓋の取り外し作業等を行う場合は、長い棒などを用いて確認するなど十分注意したうえで作業を行うこと。

2. 建設副産物の取扱い

建設副産物（建設発生土・建設廃棄物）の処理にあたっては、仕様書に規定する事項のほか、次によるものとする。

- (1) 当該業務等で発生する建設副産物の処理方法、処理施設等の処理条件は下記の通りとする。なお、変更が生じた場合は、担当職員と協議すること。

①風倒木・剪定枝・刈草等については、下記処理施設へ搬出すること。

処理施設名		処理施設の所在地	受入条件等
再生・処理	札幌市ごみ資源化工場	北) 篠路町福移 153 TEL791-6770	・長さ 2m程度(セメント付着、タール・防腐剤塗布物は不可) ・生木も可(土砂は落すこと。毒性のもの草・葉は不可) ※RDFに再生

中間 焼却	(市内清掃工場) 駒岡清掃工場	南) 真駒内 602-30 TEL 582-9733	・最大辺が 50 cm 以下のもの(セメント付着、 タール・C C A 防腐剤塗布物は不可)
	(市内清掃工場) 発寒清掃工場	西) 発寒 15 条 14 丁目 2-30 TEL 667-5311	
	(市内清掃工場) 白石清掃工場	白) 東米里 2170-1 TEL 876-1710	
中間 破碎	(市内破碎工場) 駒岡破碎工場	南) 真駒内 602-30 TEL 582-9733	・最大辺が 50 cm～2m 以下のもの(セメント 付着、タール・C C A 防腐剤類塗布物は不可) ・剪定枝も受入可能(一週間以上乾燥さ せること)
	(市内清掃工場) 発寒清掃工場	西) 発寒 15 条 14 丁目 2-30 TEL 667-5311	
	(市内清掃工場) 白石清掃工場	白) 東米里 2170-1 TEL 876-1710	

- ②金属くずについては、南区土木センター（南区南 31 条西 8 丁目 2-5）に搬出すること。
- ③十五島公園（炊事広場）で発生するビン・カン・ペットボトルについては、再生処理専門業者に回収、処理させること。
- ④建設発生土が生じた場合は、小規模な場合は現場内流用を基本とする。但し、土量が多いなど、現場内流用が困難と判断される場合については、担当職員と協議のうえ、運搬先となる処理施設等を決定すること。
- ⑤その他の建設副産物（建設廃棄物）の処理方法については、担当職員と協議のうえ、運搬先となる処理施設等を決定すること。
- (2) 建設副産物を運搬する際は、過積載とならないよう注意し、積載物の飛散防止措置を確実に実施すること。また、各施設への搬入状況の写真を各期の検査時に提出すること。
- (3) 産業廃棄物を運搬する際は、車両の両側面に表示を行うこと。（廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令の改正に伴う義務）
- (4) 巡回等により不法投棄物（自転車・家電製品・タイヤ・大型ごみ・その他処理が困難なもの）を発見した場合は、担当職員と確認・協議のうえ、南区土木センター（南区南 31 条西 8 丁目 2-5）に搬入すること。
- (5) 「南区運営方針」に基づき積極的な環境負荷の低減に取り組んでおり、緑のリサイクル運動の一環として、「落ち葉の市民配布（腐葉土づくり）」や「剪定枝や枯損木等の市民配布」に取り組んでいるところである。市民配布用落葉ヤード設置箇所については、積極的に落葉を集積することとし、樹木伐採等作業で発生した薪として再生利用可能な材（細い枝は除く）については、市民が乗用車で持ち帰り可能なサイズ（長さ最大 1m 程度、直径 10～30 センチ程度が目安(但し、最大重量 20 kg/本以内とする)）に切断のうえ、南区土木センター（南区南 31 条西 8 丁目 2-5）に搬入すること。

3. 施設管理（公園・街路樹共通編）

1. 清掃

公園については、公園維持管理台帳に示す指定回数のおりとし、管理形態（町内会等委託の有無）や樹木量などにより異なるので注意すること。

街路樹については、年2回を基本とし、街路樹維持管理台帳に示した回数とする。なお、施行計画書に予定実施時期を明記のうえ、事前に担当職員と協議すること。

2. 草刈

公園については、公園維持管理台帳に示す指定回数のおりとし、管理形態（町内会等委託の有無）や施設内容（少年野球場等）等により異なるものの、年3回（集草有り）又は年5回（集草なし）を基本とする。

年3回の公園（区域）については、1回目（6月30日までに終了）、2回目（8月5日までに終了）、3回目（9月30日までに終了）を基本とし、担当職員と協議のうえ決定すること。なお、施行計画書に予定実施時期を明記のうえ、事前に担当職員と協議すること。

街路樹については、年2回を基本とし、街路樹維持管理台帳に示した回数とする。なお、施行計画書に予定実施時期を明記のうえ、事前に担当職員と協議すること。

3. 生垣刈込・寄植刈込

- （1）枝の密生した個所は、中すかしを実施すること。ただし、原形を十分考慮し、樹冠周縁の小枝で輪郭線を作りながら刈り込むこと。
- （2）枝・幹が密植しすぎるもの及び古くなったものは、切り戻しを実施すること。

4. 支柱管理

- （1）支柱取付とは、樹木植栽に使用するものである。札造標に基づき作業すること。
- （2）支柱補修とは、支柱を原形に復旧するものである。札造標に基づき作業すること。
- （3）支柱結束とは、古いしゅろ縄、杉皮を取り除いて結束をし直すものである。札造標に基づき作業すること。
- （4）樹木の幹が成長してしゅろ縄がくい込んでいる場合は結束をし直すこと。ただし、支柱が不要と判断される場合や腐朽している場合は速やかに撤去すること。結束部の杉皮等も除去すること。

5. カラス対応

カラスの巣の撤去については、原則実施しないこととしている。主に巣立ち時期に発生する威嚇行動については、注意看板による市民周知（危険回避措置）や市民に対してカラスの習性や生態等を説明することが基本となるので、「カラスと共存するまちを目指して

（南区土木部）」パンフレットを用いるなどして、事前に業務従事者に対して周知しておくこと。なお、巣から落下した子ガラスについては「札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課（TEL211-2879）」発注による専門業者が捕獲することとなっているが、緊急を要する場合は、担当職員と協議して対応すること。

3－1 公 園 編

1. 公園維持管理作業

対象箇所及び実施回数等については、公園維持管理台帳（数量調書）に示された内容とする。なお、指定回数を実施できない場合は、事前に担当職員と協議すること。

2. 公園樹木剪定

剪定の樹形・実施時期等については、担当職員と立会して指示を受けること。担当職員から別途指示がない場合は、街路樹剪定技術指針 平成 28 年 12 月みどりの推進部編によるものとする。

- （１）剪定後の処理枝等は担当職員との協議により、再生利用か投棄かの判断を受け、土木センター又は処理施設へ搬入すること。

3. 砂場管理

- （１）砂場整正は全ての砂場において 5 月中旬までに実施することを基本とする。掘り起しの深さは 20 cm とし、十分に攪拌させながら、砂の中にあるゴミやガラスの破片・石・動物の糞等を入念に除去すること。
- （２）春の砂場整正に併せて、砂が不足していないか（砂場枠の天端から 10 cm 下がりを目安とする）を確認し、不足している場合には、担当職員へ報告・承諾を得た後、購入砂の補充を行うこと。
- （３）砂はコンクリート用洗い砂とし、補給前に砂場清掃を実施すること。
- （４）砂撤去は原則行わないものとするが、除去が困難な量の危険なガラス片が混入した場合など、担当職員から指示があった場合に限り実施することとする。なお、公園巡視等により、このような危険な状況を確認した場合には、直ちに報告すること。

4. 野球場・サッカー場・ゲートボール場整備

- （１）融雪後、下記公園の少年野球場、少年サッカー場およびゲートボール場の路面を不陸整正すること。
- （２）整正の際、流出などによって砂や土が不足している場合には、不足（補充）量及び材について、担当職員へ報告・承諾を得た後、購入土を補充のうえ、均一に均すこと。
- （３）野球場については、一般利用ならびに少年野球等のため、補充用として黒土・赤土・砂などを野球場横に堆積しておくこと。

地区名	公園名	種類	面数
中地区	藻岩下公園	少年野球場	1
	南沢スワン公園	少年野球場	1
	南こども公園	少年野球場	1
	豊平川緑地	少年野球場	1

	豊平川緑地（石山大橋～藻南橋）	サッカー場	1
	豊平川緑地（藻南橋～五輪橋）	ゲートボール場	2
南地区	石山北公園	少年野球場	1
		サッカー場	1
	石山東公園	少年野球場	1
	藤が丘高台公園	少年野球場	1
	藤野東公園	少年野球場	1
	真駒内川緑地（石山）	少年野球場	1

5. 樹木・施設冬囲い設置・撤去

- （１）冬囲い設置は11月末から12月中旬まで、撤去は4月中に終了させることを基本とし、「冬囲い（設置・撤去）報告書（様式43）」にて報告すること。
- （２）施設の冬囲いを撤去する際は、目視に加えて、実際に使用して異常が無いかな簡易な点検を行い、問題が無いことを確認してから撤去すること。
- （３）施設に破損・異常がある場合は、担当職員に速やかに報告し、使用禁止措置を実施するとともに、後日、状況写真を提出すること。
- （４）ブランコの座板は、まき上げて梁にわら縄で縛りつけること。
- （５）ターザンロープ・レールランナー等の滑走系遊具は、動かないように支柱等にワイヤーで縛りつけ南京錠で固定すること。
- （６）シーソーの座板は、梁から取り外して地面に下ろした状態で支柱にわら縄で縛りつけること（脱着できない構造のシーソーは除く）。
- （７）チューブスライダーの入口は、入ることが出来ないように板等でふさぎ、外れないように固定すること。
- （８）水飲み台については、むしろ又はブルーシート等でカランを固定すること。冬期間の水道の凍結防止のため、水道メーターや散水栓の水落としは確実に実施することとし、写真を撮影しておくこと。
- （９）下表公園のテニスコートについては、下記に注意の上、施設利用開始及び閉鎖に伴うテニスコートネットの設置・撤去を行なうこと。
 - ・保管場所は藻南公園倉庫とする。
 - ・テニス審判台は、支障にならない場所へ移動すること。
 - ・設置状況が安全かつ不具合が無いよう、確認点検すること。
 - ・開放前に水切り用具2本が常備されているかを確認し、破損等があれば交換すること。用具は支給する。
 - ・開放時にはテニスコート内の清掃を入念に実施し、プレーに支障がない状態に整備すること。

地区名	公 園 名	種 類	面 数
北地区	真駒内五輪記念公園	(無 料) テニスコート	2
中地区	豊平川緑地		3
南地区	藤野公園		1

南地区	石山北公園	1
	石山東公園	1
	真駒内川緑地(石山)	1

(10) 下表公園のサッカーゴールについては、下記に注意の上、施設利用開始及び閉鎖に伴い、ゴールの設置・撤去を行なうこと。

- ・撤去の際は支障にならない場所へ異動すること。
- ・設置状況が安全かつ不具合が無いよう、確認点検すること。

地区名	公園名	種類	ゴール数
中地区	豊平川緑地	サッカーゴール	2
南地区	石山北公園		2
	藤ヶ丘高台公園		1

(11) 下表公園の滑り台については、雪害防止のため、滑走面を冬期間のみ一時的に撤去(藻南公園ヤードに保管)すること。撤去後は遊器具本体から利用者が落下しないようコンパネ等で措置をすること(踊場・降り口も同様とする)。

地区名	公園名	基数	公園名	基数
南地区	藤野わかば	1	藤野アップル公園	2
	石山南中央公園	1	石山さわやか公園	1

(12) 下表公園の園名板については、雪害防止のため、板面を冬期間のみ一時的に撤去(藻南公園ヤードに保管)すること。

地区名	公園名	基数	公園名	基数
南地区	石山グリーン公園	1	石山さんかく公園	1
	石山ちびっこ公園	1	石山さわやか公園	1

(13) 下表公園の施設については、雪害及び事故防止等のため、施設の特典対応を行うこととする。

地区名	公園名	作業内容
北地区	澄川あさひ台公園	手摺横ビーム設置撤去
	エドウィン・ダン記念公園	そり遊び禁止の注意看板設置撤去
中地区	豊平川緑地(五輪橋パークゴルフ場)	防球ネット(高)及び看板類冬囲い設置撤去、管理団体使用資材準備搬入等
	豊平川緑地(川沿南)	大型花壇(2箇所)人力除草・人力床掘
	川沿公園	自然林側ネット設置撤去(120m)
	中ノ沢かえで公園	飛び出し防止ネット設置撤去(25m)
	南沢スワン公園	熊対策用笹刈り(460 m ²)
	川沿たんぽぽ公園	急傾斜(フェンス外 作業困難箇所)除伐
	藤野東公園	ネット遊具ネット設置撤去
南地区	藤野むくどり公園	手摺破損防止養生(木製角材)設置撤去及び噴水養生

	藤野こぶし公園	ネット柵の設置撤去(公園内仮置)
	三笠緑地	スキー場開設(パークゴルフ場閉鎖)に伴うパークゴルフ場関連施設や安全柵等の設置撤去

※上記のほか、冬期間、公園への雪入れ及び積雪により破損の恐れのある公園施設がある場合は、担当職員と協議すること。

6. 人力除雪

町内会管理の公園を含む公園緑地等に設置されている四阿や、藤棚等の雪降ろしを行うものとする。これは、過大な積雪による施設の倒壊を防ぐこと、また、落雪による事故を防止するために行うものである。実施時期については、雪質によって異なるが実施目安の積雪高さは、50cm以上の場合であり協議により決定する(期間中1回・その他別途指示時)。作業に際しては、利用者の安全に配慮し、適宜安全施設を配置することし、降ろした雪により危険な状態にならないように確認したうえで開放すること。

7. 公園トイレ前除雪

利用者の利便を図ることを目的とし、積雪状況に応じて年1回程度、公園入口から冬期開放トイレ前までの通路を、幅50cm深さ50cm程度で除雪を行う。

地区名	公 園 名	棟数
北地区	上町公園	1
	泉町公園	1
	真駒内第1公園	1
	千秋公園	1
	エドウィン・ダン記念公園	1
	真駒内曙公園	1
	真駒内五輪記念公園	1
中地区	南こども公園	1
	藻岩下公園	1
南地区	藤野公園	1
	石山北公園	1

8. 遊水路及び噴水等管理

(1) 遊水路・噴水等施設

稼働開始2週間前までに、開放期間と使用時間等のお知らせを掲示すること。また、条例等で定められてはいないが、衛生管理上、ペット等の動物は利用できないものとする。

地区名	公園名	種別	ランク	常駐 管理	詰所 設置	設備 点検
北地区	真駒内曙公園	遊水路 (用水路)	A(期間中)	○	○	
			B(期間外)			
	澄川サニー公園	遊水路	A	○	○	○
南地区	藤野みどり公園	遊水路	A	○	○	○
	石山ふれあい公園	噴水池	B			○
南地区	藤野むくどり公園	噴 水	B			○

(2) 遊水路・噴水等給水設備点検

開始前に（澄川サニー公園、藤野みどり公園、石山ふれあい公園、藤野むくどり公園）の遊水路・噴水施設について、電気設備、機械設備の下記の点検を行い、設備点検報告書を作成すること。また、修理を要するものについては早急に監督員に報告すること。また、閉鎖時には確実に水抜き等の作業を行うこと。

- ・噴水・遊水路のポンプほか各電気部品の絶縁測定を行なう。
- ・制御盤等の動作を確認する。
- ・制御盤等の端子の締付など、正常に作動するように整備する。
- ・運転調整を行う。

(3) 遊水路等監視・清掃

■ Aランク施設（真駒内曙公園(下記開設期間中)及び澄川サニー公園、藤野みどり公園）の遊水路等の施設について、監視・清掃を行うこと。

- ・開設期間は7月10日から8月25日、開放時間は10:00から16:00までとする(計47日間)。
- ・期間中、担当職員を1名配置すること。
- ・利用者への指導・整理を行なうこと。
- ・受託者は利用人数を別紙日報により週報とともに提出すること。
- ・遊水路は10時使用開始を目途に作業を行なうこと。

準備・清掃 9:00 ～ 10:00

開放時間 10:00 ～ 16:00

清掃・後片づけ 16:00 ～ 17:00

- ・遊水路内及びその周辺には、ゴミ・石ころ・ガラスの破片等の危険なものや動物の糞が無いよう十分注意し、高圧洗浄機・ホーキ・デッキブラシ・洗剤等を用いながら清掃し、安全で衛生的な状態の確保に努めること。
- ・水量の調節や補給水を行い、適正な水面管理を行うこと。
- ・機械の操作にはマニュアルを熟知し作業にあたること。（常備）
- ・残留塩素濃度を基準値に保つ為、午前・午後各1回点検し、塩素剤を補充すること。
- ・施設の故障または異常があった場合は、応急処置を行い、その状況を速やかに担当職員に報告し指示を受けること。利用者がいる場合は、安全な場所へ誘導すること。作業中は立入禁止等の対策を講じること。
- ・閉鎖の際には、遊水路の設備・機器等から水が抜けたことを確認すること。

- ・天候等により開放時期の変更もありうるため、これに対応出来る準備・体制を整えること。
- ・期間中、2.3×3.0m 程度の監視用詰所（仮設ハウス）を設置すること。
- ・詰所には、応急処置に使用する用品（救急箱等）を備えることとし、応急処置に要する空間を確保すること。
- ・設置期間中の清掃及び施錠は必ず実施すること。
- ・詰所及び周辺を良好に管理し、熱中症対策を行うこと。

■ Bランク施設（石山ふれあい公園）の噴水池について、巡視・清掃を行うこと。

- ・開設期間及び開放時間は、上記Aランク施設と同一とする（計 47 日間）。
- ・Aランク施設とは異なり常駐管理は行わない（詰所設置は無い）ものの、開設期間中は、1 日 2 回点検し、週に 2 回を目安に水取替え・清掃を実施すること。
- ・点検及び清掃基準については、上記Aランク施設に準ずるものとする。

■ Bランク施設（藤野むくどり公園）の噴水について、巡視・清掃を行うこと。

- ・開設期間は 6 月 1 日から 9 月 30 日、開放時間は 10:00 から 17:00 までとする（計 122 日間）。
- ・Aランク施設とは異なり常駐管理は行わない（詰所設置も無い）ものの、開設期間中は、1 日 2 回点検し、週に 2 回を目安に水取替え・清掃を実施すること。
- ・点検及び清掃基準については、上記Aランク施設に準ずるものとする。

■ 真駒内曙公園は、園内を流れる真駒内用水を遊水路として利活用している形態であることから、上記Aランク施設と定めた開放期間外も園内に用水が流入し続けている。遊水路期間外の立入禁止措置がとれない形状であることから、下記期間については、通常の公園清掃に加えて、Bランク施設に準じて巡視・清掃を行うこと。

- ・4 月末から 11 月末までの真駒内用水路流入期間のうち、上記Aランク施設と定めた開放期間を除いた期間とする。
- ・監督員と実施日を協議のうえ、2 週に 1 回、1 時間／回を目安として、遊水路の巡視・点検を行うこと。
- ・点検及び清掃内容については、上記Aランク施設に準ずるものとする。

9. 落葉ヤード

- （1）落葉ヤード内及び周辺には、ゴミ・石ころ・ガラスの破片等の危険なものや動物の糞が無いよう十分注意し、安全で衛生的な状態の確保に努めること。
- （2）落葉ヤードへ搬入する際は、上記ゴミ等の混入が無いように注意すること。
- （3）落葉の収集及び搬入時期、搬入する落ち葉ヤードの箇所については、担当職員の指示によること。
- （4）落葉切返しの実施回数及び実施時期は、担当職員からの指示によること。

10. 照明灯修繕

- (1) 仕様及び使用部品は、札土仕、札造標によること。
- (2) 架空配線で 10A 以下の使用時は、自動点滅器を北電柱に取り付けるが、この場合、自動点滅器は北海道電力㈱の支給品となるので注意すること。
- (3) LED 灯具（又は LED ライトバルブ）を設置した場合は、LED 灯具等の使用電力に応じて、北海道電力との契約の変更手続きを行うとともに、担当者に対して「電気使用申込書（工事会社様控）」の写しを提出すること。

11. 公園施設巡視点検

- (1) 札総仕（公園編）のとおりであるが、点検結果については異常の有無に関わらず、別紙（様式 41）により担当職員に提出すること。
- (2) 巡視点検以外で、荒天・警報発令等により担当職員から指示のあった場合は、速やかに巡視点検を実施し、その結果を別紙様式により担当職員に提出すること。なお、緊急点検を実施する箇所については、担当職員より指示を受けること。
- (3) 巡視点検の報告書に添付する写真管理基準は下記とする。なお、公園名及び巡視日が確認できるよう撮影すること。

■公園施設巡視点検

- ・ 異常箇所及び危険箇所がある場合は全公園、該当箇所
 - ・ 異常等が無い場合は 5 公園毎に 1 箇所、園名板もしくは公園全景
- (4) 通常の維持管理作業中においても、巡視点検チェックリスト（様式 42）を意識し、異常がないかを確認しながら作業に当たること。
 - (5) 公園維持管理台帳のとおり全公園（地域のみどり等を含む）を対象に、順次点検を行うこと。実施時期は下記のスケジュール（イメージ）を基本とし、担当者と協議のうえ決定すること。なお、草刈等の通常維持管理作業時を含めて、月 1 回程度の巡視が継続的に行われることが基本となる。

	業者委託	町内会等委託	主たる作業
3 月 (15～31 日)	○	○	
4 月	春清掃	春清掃	春清掃
5 月	清掃等	○	
6 月	草刈・清掃等	○	草刈（1 回目）
7 月	草刈・清掃等	トラフ清掃等	草刈（2 回目）
8 月	○	○	法定点検
9 月	草刈・清掃等	生垣刈込等	草刈（3 回目）
10 月	清掃等	○	
11 月	秋清掃	○	秋清掃
12 月	○	○	
1 月	○	○	
2 月	○	○	
巡視点検	5 回程度	9 回程度	

- (6) 冬期間（昼間）は、公園内の積雪・雪入れ状況（特にコンビネーション遊具・照明灯周辺・四阿）や雪入れ等による施設の被害（懸念）状況等を確認すること。
- (7) 担当職員と協議の上、指示があった場合には、施設等の点検を行うこと。

12.（北地区）エドウィン・ダン記念館定期清掃等

エドウィン・ダン記念公園内にある記念館について、清掃と冬期間の除雪を行う。

(1) 営業期間

夏期 開館日：令和4年4月1日～令和5年10月31日

休館日：水曜日

冬期 開館日：令和4年11月1日～令和5年3月31日

休館日：月・火・水・木曜日（金・土・日のみ開館）

年末年始休館日：令和3年12月28日～令和4年1月3日

開館時間午前9：30から午後4時30分

(2) 業務内容

①記念館内の清掃

- ・館内のワックス掛けを含む大規模清掃を行うこと。

夏期（4月から10月）は月に1回が目安、

冬期（11月から3月）は2か月に1回が目安、年間計9回を基本とする

- ・記念館清掃の実施日は休館日を原則とし、作業員3名/回（全日）により実施する。
- ・館内は常に清潔を保つよう適宜必要な清掃を行うこと。
- ・記念館の高所窓拭き清掃や建物周辺についても清掃を行うこと。
- ・照明施設の点検（支給する電球交換等）も適宜実施すること。

②記念館周辺除雪

- ・玄関口周辺の除雪を適時行い、来館者の利便性向上に努めること。
- ・屋根からの落雪による窓ガラス破損等を防ぐために、落ちた雪の除去を行うこと。

13.（北地区）澄川パークゴルフ場管理

雪対策室（及び南区土木部維持管理課維持係）からの受託事業として、「澄川雪堆積場」用地を、夏場に澄川パークゴルフ場として市民開放している。利用者が快適に利用できるように張芝・草刈・清掃などの作業を行うこと。

(1) 枯芝剥ぎ取り及び張芝

担当職員と実施箇所や数量等について協議の上、枯れた芝については枯芝剥ぎ取りを行うとともに、早期の活着を促すために表土（元地盤）1 cm程度の耕起を行い、枯芝の除去や現場内運搬をしたうえで、良質芝（公園用）に張り替えること。

(2) 草刈、清掃、施肥、灌水養生

作業時期等については、担当職員と協議し、当パークゴルフ場利用団体（澄川パー

クゴルフ同好会等）と連携するよう努めること。

(3) 樹木冬囲い

駐車場周辺に植栽されている低木の冬囲いの撤去・設置を行う。

(4) トイレ清掃

オープン前1回、期間中週1回、クローズ後1回の計17回、トイレ内部及び周辺の手拭清掃を行う。

(5) その他

例年、雪堆積場の融雪から利用開始日までの期間が極めて短いことから、張芝後は既設散水栓（水道料は雪対策室負担）を使用し、常駐して全面的な灌水を行うこと。

澄川パークゴルフ場管理として、一般廃棄物の処理量を報告する必要があることから、他の作業とは区分して処理量を提出すること。

14. (北地区) 「真駒内用水」及び「澄川1号用水」管理

河川維持補修計画に基づき、河川地（真駒内用水及び澄川1号用水）の適切な維持管理を目的に実施するもので、河川管理者（河川管理課及び南区土木部維持管理課維持係）が行う業務である。

道路管理や公園管理と一部重複する内容が含まれていることから、便宜的に当該業務に含んで委託することとする。当該内訳相当分については、当課維持係の指示によること。

(1) 施行箇所及び面積等（概要）

① 真駒内用水

- ・ 場 所：真駒内曙町1丁目ほか
- ・ 区 間：樋門（真駒内南町4丁目地先）から陸上自衛隊真駒内駐屯地（真駒内曙1丁目地先）
- ・ 管理延長：L=2,300.22m
- ・ 河川草刈：S=14,668 m² ((5,140 m²+2,194) × 2 回)
- ・ 河川清掃：S=16,220 m² ((5,140 m²+2,970) × 2 回)
- ・ 巡回及び施設点検：7 回（通水期間7ヶ月）

② 澄川1号用水

- ・ 場 所：澄川3条3丁目ほか
- ・ 区 間：中の島澄川線（9567）から澄川あじさい公園まで
- ・ 管理延長：L=828.38m
- ・ 草刈面積：S=8,000 m² (8,000 m² × 1 回)
- ・ 清 掃：S=20,056 m² (10,028 m² × 2 回)
- ・ 巡回及び施設点検：7 回（通水期間7ヶ月）

(2) 保守管理

- ・ 樋門開閉：真駒内用水については、事前に点検や清掃を行った上で、ゴールデンウィーク前に通水を開始すること。大雨警報が発令された場合には、真駒内自衛隊敷地内での流入超過（水溢れ）等を防ぐため、速やかに

樋門の閉鎖を行うこと。警報が解除になった場合は、樋門口に流入した土砂を取り除いた上で、樋門を開けて速やかに通水を開始すること（夜間に実施する必要はない）。なお、通水終了は、11月中旬を目安とし、担当職員と協議の上で実施すること。

・巡視及び施設点検

：真駒内用水の通水期間に合わせて、両用水の巡視、施設点検を行うこと。異常等が確認された場合には、担当職員に報告の上、指示を受けること。実施回数は上記概要のとおりとする。

・清掃及び草刈

：所定箇所の清掃及び草刈を実施すること。実施回数は上記概要のとおりとする。

15.（北地区）真駒内川緑地 BMXコース整備

- （１）利用者の安全性の確保と起伏のある特殊コースを維持することを目的に実施するものであり、年２回の実施を基本とし、作業員２．５名／回（全日）により実施する。
- （２）整備内容は、コース内の土砂流出箇所の整備や不陸整正（固く締まった表土を柔らかくする作業や、石レキ除去などを含む）、除草、コース外の清掃等を行なうこと。また、コース周辺の樹木下枝払いや施設の点検・軽微な処理等も併せて行うこと。

16.（北地区）エドウィン・ダン記念公園 池清掃

- （１）池の中を含む池周りに設置された柵より内側の範囲の清掃を行うもので、池内のゴミや枯れ枝、落ち葉などの除去、周囲の雑草や水草除去などをおこなうものである。また、水深が浅くなった箇所の土砂移動等の内容については、担当者と協議のうえ行なうこと。
- （２）池清掃は年２回の実施を基本とし、作業員６名／回（全日）により実施するもので、施工時期については担当職員と協議のうえ決定すること。

17.（中地区）豊平川緑地パークゴルフ場管理

- （１）開放期間中、朝晩、駐車場門扉開閉と、適時フェアウェイへの散水作業を行うこと。
- （２）開放期間：５月４日から１１月４日まで（１８５日間）
開放時間：６時３０分から２０時００分まで
- （３）門扉の閉門に当たっては、駐車場内に車両がないことを確認したうえで、門扉の施錠を行うこと。成果品として写真提出の必要はないが、担当者が提出を求めた場合は確認できるように記録写真を撮っておくこと。
- （４）門扉閉門時に、車両が駐車されたままの場合は、当課が支給する「注意（指導）文」を車両のフロントガラスワイパー部に挟めて指導するとともに、門扉の施錠は行わないこと。なお、違法・長期駐車のある場合は担当職員に報告し、指示を受けること。
- （５）フェアウェイへの散水は、原則定休日（毎週月曜日、祝祭日の場合は翌日火曜日）

に実施し、前日までに現地看板にて告知すること。気温や降雨状況等により判断する必要があることから実施時期や回数は担当職員と協議により決定すること。

18. (中地区) 藻岩山スキー場

スキー場開設前までに、下記の作業を実施すること。

- (1) 南斜面及び北斜面駐車場のトラフ清掃を行うこと。
- (2) 南斜面駐車場の砕石が少ない箇所は補充・転圧を行い補修すること。
- (3) 北斜面駐車場等のアスファルト舗装の点検を行い、補修が必要な場合は、担当職員の指示に従い補修を行うこと。
- (4) 南斜面及び北斜面の草刈を行うこと。ただし、実施箇所及び時期については担当職員の指示に従うこと。

19. (南地区) 藤野公園 池清掃

- (1) 池取水や排出口の点検及び清掃等を行うとともに、池の中を含む池周辺部の清掃を行うもので、池内のゴミや枯れ枝、落ち葉などの除去、周囲の雑草や水草除去などをおこなうものである。また、水深が浅くなった箇所の土砂移動等の内容については、担当者と協議のうえ行なうこと。
- (2) 池清掃は年2回の実施を基本とし、作業員5名/回(全日)により実施するもので、施工時期については担当職員と協議のうえ決定すること。

20. (南地区) 十五島公園 駐車場門扉開閉

- (1) 開放期間中、朝晩、駐車場門扉開閉を行うこと。
- (2) 開放期間：4月20日から11月3日まで(198日間)
- (3) 開放時間：7時00分から21時00分まで
- (4) 閉門時には駐車場内に車が残らないように退車させてから施錠すること。
- (5) 違法・長期駐車のある場合は担当職員に報告し、業務の指示を受けること。

21. (南地区) 十五島公園 炊事広場等管理

- (1) 開放期間中、十五島公園に常駐して炊事広場を含む園内の巡視点検・清掃を行う。
- (2) 開放期間：6月1日から10月31日まで(153日間)
- (3) 特に週明けや休日等が連続する際は炊事広場を適宜実施するとともに、炊事広場だけでなく公園全体を常に安全かつ清潔に保つよう努めること。
- (4) 火気の使用及びゴミの扱いや利用指導等を行い、危険な行為を発見した時は注意、指導を行うこと。但し、市民サービスの一環であることを十分に認識し、利用者に対する高圧的な態度や粗暴な言葉遣いは厳に慎むこと。
- (5) 豊平川の増水及びダム放流に際して、利用者に対する安全確保(危険予防)を最優先とし、不測の事態に対応できる体制(常駐)を維持すること。ダム放流等にあわせて、炊事広場の門扉開閉作業をおこなうとともに、有事には利用者の避難・誘導、

関係機関への通報などを適切に行なうこと。また、北海道電力(株)札幌水力センターからのダム(藻岩取水堰)放流開始及び停止通報の受報者(2名)を選定のうえ、担当者に通知しておくこと(夜間受報対応含む)。

- (6) 十五島公園内倉庫(管理事務所)は受託者の申し出により貸与する。ただし、使用にかかわる光熱水費等は受託者の負担とする。
- (7) 白川橋(吊橋)から十五島公園内倉庫横に至るまでは、公園内に本市認定道路(白川橋線(路線番号 477))が横断する特殊な形態となっている。公園内での車両進入は禁止であることから、バイクや自転車などの進入があった場合には適切に指導する(車両から降りての通行は可)とともに、設置されている簡易注意看板が紛失していないか定期的に確認すること(注意看板設置については南区土木部維持管理課管理係による対応)。
- (8) 公園内で発生したゴミは、利用者に持ち帰りいただくのが原則であるが、全ての炊事広場利用者に対して徹底することは困難な現状にあり、近隣のゴミステーション等への投棄が絶えないことから、十五島公園に限り、止むを得ずに分別可能なゴミ箱を設置している。駐車場の門扉開閉期間に合あわせて、ゴミ箱の設置・撤去をおこなうとともに、常駐管理者(炊事広場等巡視点検者)が配置されない期間については、適宜、ゴミ箱の管理を行うこと。
- (9) 炊事広場閉鎖(ダム放流等)にも関わらず炊事利用を行う者や、芝生広場や四阿等の禁止区域での炊事利用者への指導は、常駐管理者(炊事広場等巡視点検者)の業務の一環であるが、利用者の多い週末や祝祭日は、利用マナーを順守しない泥酔者も多く、対応に苦慮しているのが現状である。利用マナーの向上や飲酒運転の危険回避などを旨として、ゴールデンウィーク開始日からの土・日曜日及び祝祭日については、警備員を配置することとする。なお、配置する警備員については配置を証明する報告書を提出すること。

3－2 街 路 樹 編

1. 街路樹維持管理作業

対象路線及び実施回数等については、街路樹維持管理台帳（各地区）に示された内容とする。なお、指定回数を実施できない場合は、事前に担当職員と協議すること。

2. 街路樹剪定

（１）剪定対象樹種は下記とする。ただし、その他の樹種については、担当職員と協議して実施すること。

■年１回 ニセアカシア、プラタナス・・・（外来）早生樹種

（２）担当職員から別途指示がない場合は、街路樹剪定技術指針（平成 28 年 12 月 までの推進部編）によるものとする。

（３）剪定作業を実施する前に、当該樹木の樹勢の確認を行い枯損・危険等の有無を判断すること。判断が困難な場合は、担当職員から指示を受けること、剪定の強さは、周辺施設等の立地状況を考慮すること。

（４）道路上作業は誘導員による安全対策を行なうこと。

（５）植樹柵・緑地帯に植え込まれている花苗等に考慮し作業を実施すること。

（６）剪定後の処理枝等は担当職員との協議により、再生利用か投棄かの判断を受け、処理施設等へ搬入すること。

3. ヤゴ取り

（１）年２回を基本とする。ただし、現場条件等により変更する場合があるので、実施回数・実施時期は担当職員と協議すること。

（２）可能な限り手でむしり取ることが望ましい。剪定鋏等を使用する場合は、根元や幹から除去し、切り口は手で触れても危なくないようにすること。その際下がり枝等も同時に除去し、樹木の衰退防止や歩行者の安全を図ること。

（３）対象樹種はニセアカシアとする。ただし、その他の樹種について道路・歩道の通行等に支障となる場合は、担当職員と協議して実施すること。

4. 人力除草

（１）土のやわらかい時に、ヘラや鎌を使って手で根ごと抜き取る。抜き取った雑草は速やかに処理し、除草後は均し及び清掃を行うこと。

（２）実施回数は年２回を基本とし、実施時期は 6、9 月を基準とする。

5. 樹木補植

（１）樹木植栽は札造標に基づき作業すること。

（２）植栽する樹木の樹種・規格・支柱については、担当職員の指示によること。

- (3) 植栽場所については、歩道幅員・交差点からの離隔距離・植栽間隔・他の工作物との離隔距離等、現場条件に制約があるため、担当職員と協議をして決定すること。
なお、現場状況に応じて、補植の予告看板を事前に設置することもあるため、担当職員から指示を受けること。

6. 樹花壇用花苗配布

- (1) 町内会等に、指定された花苗数を指定日に、指定場所に配達すること。詳細は、担当職員から別途指示を受けること。
(2) 配達した際には、配達した花苗の写真撮影し、受取人の確認印またはサインをもらい、納品伝票とあわせて担当職員に提出すること。
(3) 花苗の種類は、インパチェンス・キンギョソウ・サルビア・ベゴニア・ペチュニア・マリーゴールドとする。
(4) 花苗は、病虫害等の被害のない発育良好なもので、φ9cm ポリポット入りとし、担当職員の指示により配布すること。

7. 街路巡視点検

- (1) 札総仕（公園編）のとおりであるが、点検結果については異常の有無に関わらず、別紙（様式 51）により担当職員に提出すること。
(2) 巡視点検以外で、荒天・警報発令等により担当職員から指示のあった場合は、速やかに巡視点検を実施し、その結果を別紙様式により担当職員に提出すること。なお、緊急点検を実施する箇所については、担当職員より指示を受けること。
(3) 巡視点検の報告書に添付する写真管理基準は下記とする。なお、路線名及び巡視日が確認できるよう撮影すること。

■街路巡視点検

- ・異常箇所及び危険箇所がある場合は全路線、該当箇所（ただし、路線全体で異常がある場合は代表箇所とする。）
 - ・異常等がない場合は 5 路線毎に 1 箇所、路線全景
- (4) 通常の維持管理作業中においても、巡視点検チェックリスト（様式 52）を意識し、異常がないかを確認しながら作業に当たること。
(5) 街路樹維持管理台帳のとおり全路線（法定外道路なども含む）全路線を対象に順次点検を行うこと。実施時期は下記を基本とし、実施日は担当者と協議のうえ決定すること。

■年 1 2 回（月 1 回）　うち、8 月については、徒歩巡視とする

4. 様 式

- ・ 様式 4 1 公園パトロール報告書
- ・ 様式 4 2 公園巡視点検チェックリスト（夏・冬期間）
- ・ 様式 4 3 冬囲い（設置・撤去）報告書
- ・ 様式 5 1 街路パトロール報告書
- ・ 様式 5 2 街路巡視点検チェックリスト

様式41

提出目

印

[illegible]

巡視点検チェックリスト(公園 夏期間)

対象施設	点検項目	重点的に確認する内容	
園内全体	投棄物	放置自転車・粗大ゴミ等の不法投棄物はないか	
		ガラスの破片等の危険物・動物の糞は捨てられていないか	
	利用マナー	ホームレス・私的所有物の放置・不法占用はないか	
		利用マナー(犬の放し飼い・ボール遊び等)は守られているか 不法駐車(車・バイク)が公園内にないか	
園路・広場	園路 階段	舗装の欠損・クラック・根上がりによる転倒の危険性はないか	
		階段・インターロッキングの破損・段差による転倒の危険性はないか	
	広場 グラウンド	デッキ・枕木の腐食はないか	
		踏面・床面に不陸や水たまりはないか	
植栽	樹木 生垣	広場に不陸や水たまりはないか	
		グラウンドの整備用具はきちんと整理されているか	
		築山の土がえぐれて転倒の危険性はないか	
		倒木・枯損木・枯枝・枝折れはないか	
		腐食による危険木はないか	
		通行(園路・道路)に支障となる枝はないか	
	その他	照明灯・看板にかかっている枝はないか	
		民地に越境している枝はないか	
		公園の見通しを悪くしている中低木・生垣はないか	
		カラス・ハチの巣はないか	
公園施設	全般	害虫の発生はないか	
		不要または破損している支柱はないか	
		芝が枯れていないか	
		施設本体の破損はないか	
		腐食・腐朽による破損の危険性はないか	
		施設本体の突起・ささくれ・欠け・傾きはないか	
	遊戯施設	ボルト等の部材の欠損はないか	
		基礎の露出・傾き・ぐらつきはないか	
		個人名を特定できるような落書きはないか	
	休憩施設	遊具周辺に石・凸凹・ガラス等の危険物はないか	
		可動時に異音は生じていないか	
	管理施設	砂場にゴミ・動物の糞は落ちていないか	
		ゴミは散乱していないか	
		照明灯の不点・つきっぱなしはないか	
		点検口カバーの腐食はないか	
公園施設	給水設備	看板の文字は読むことができるか	
		ラミネートの看板の更新は必要ないか	
		施設本体の破損・欠損はないか	
	排水設備	桝・散水ボックスに土砂等が堆積していないか	
		漏水はしていないか	
		側溝・トラフ・桝に泥・砂・落葉等が堆積していないか	
公園施設	排水設備	施設本体の破損・傾き・欠損・ズレ・ガタツキはないか	
		勾配がきちんととれているか	

巡視点検チェックリスト(公園 冬期間)

対象施設	点検項目	重点的に確認する内容	
園内全体	全般	重機で雪入れをしていないか	
		遊具やフェンスの破損の可能性はないか	
		子供の道路への飛出しの危険性がある雪山はないか	
		隣地の屋根からの落雪で危険な場所はないか	
植栽	樹木	倒木・枯損木・枯枝・枝折れはないか	
		樹木(主に針葉樹)に過度の積雪は無い	
		樹木周辺の雪解けによる穴は生じていないか	
公園施設	全般	施設本体の破損はないか	
	遊具	冬囲いの破損・外れはないか	
		チューブスライダー・土管等に閉じ込められる恐れはないか	
		遊具と周辺との積雪量の差による滑落の危険性はないか	
		支柱付近・吊橋の周辺に雪解けによる穴は生じていないか	
	四阿	屋根に1m以上の積雪は生じていないか	
		雪庇やつらは生じていないか	
		四阿と周辺との積雪量の差による滑落の危険性はないか	
	照明灯	照明灯のポール周辺の雪解けによる穴は生じていないか	
		照明灯のケーブルに触れることが出来ないか	

冬囲い(設置・撤去)報告書

様式43

提出日

業務名	南区公園及び街路樹等総合維持管理業務	地区
実施日		回目

現場代理人

印

[illegible]

街路パトロール報告書

様式51

提出日

業務名	南区公園及び街路樹等総合維持管理業務	地区
実施日		回目

現場代理人

印

[illegible]

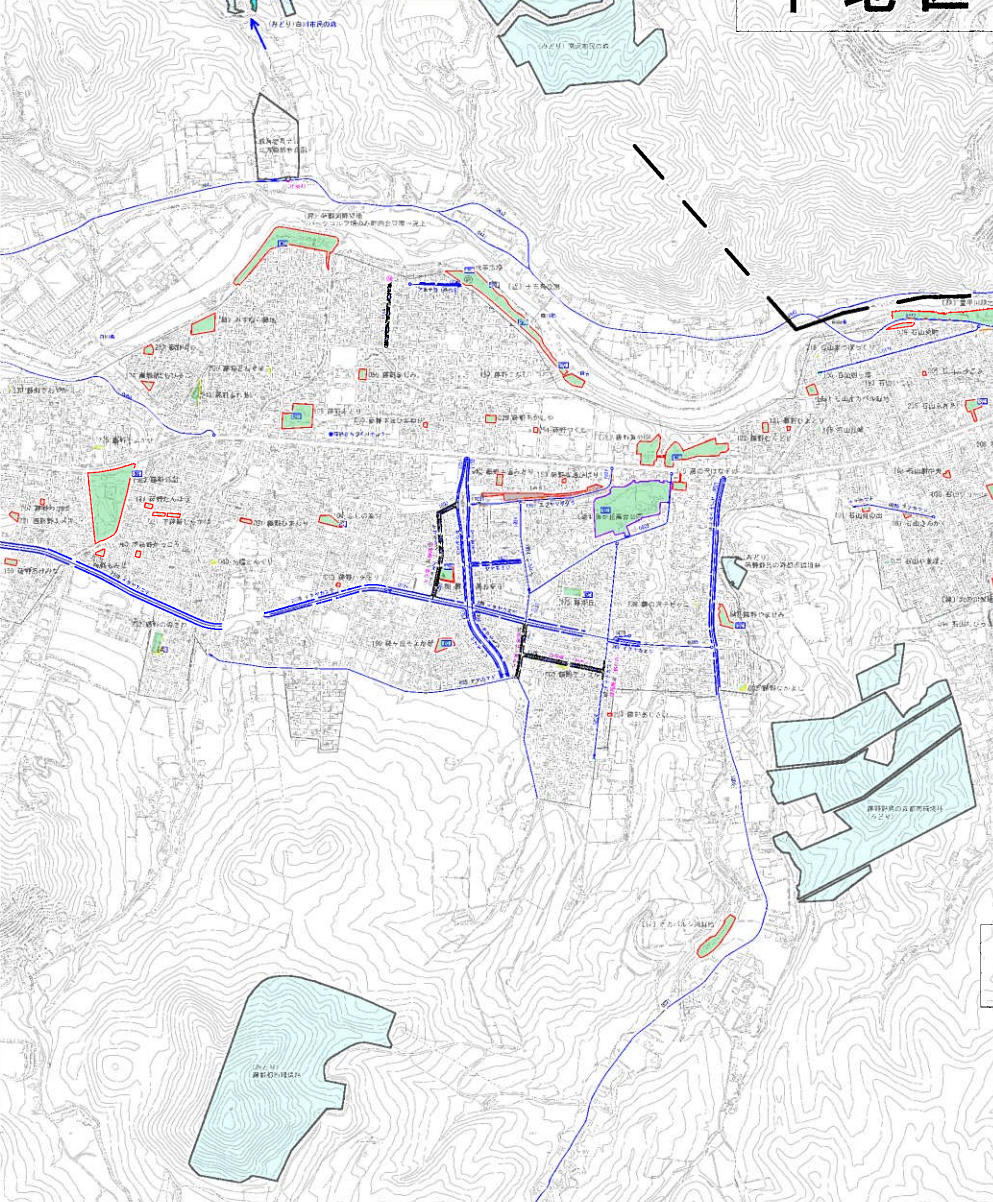
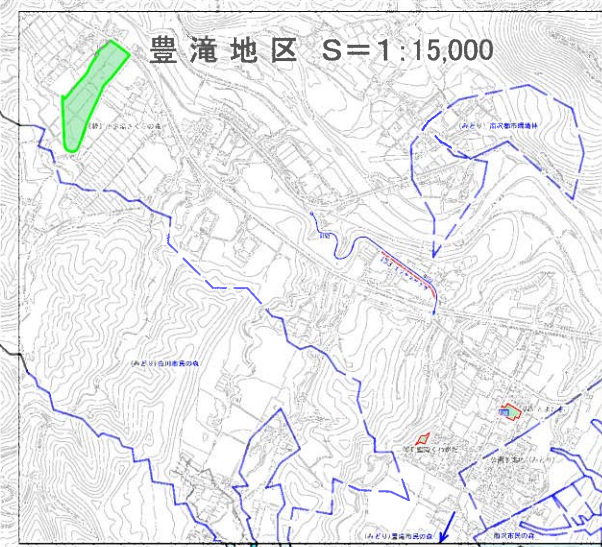
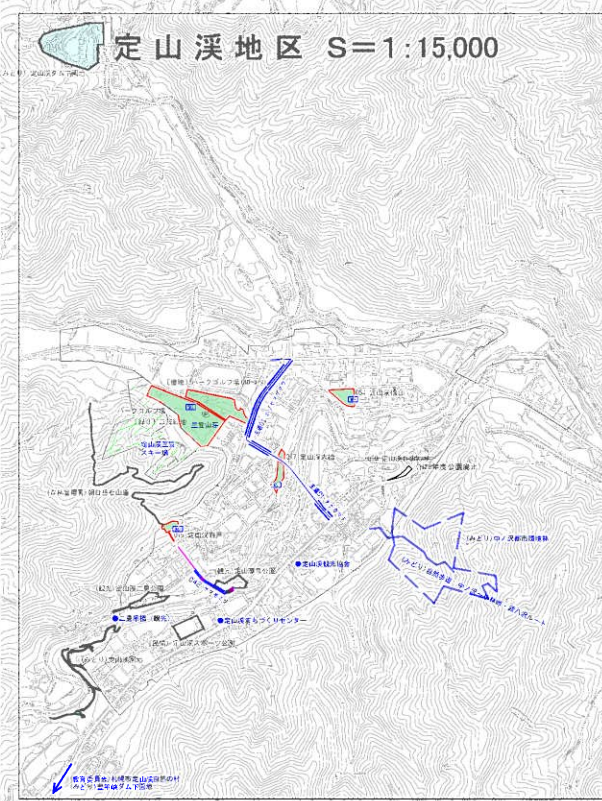
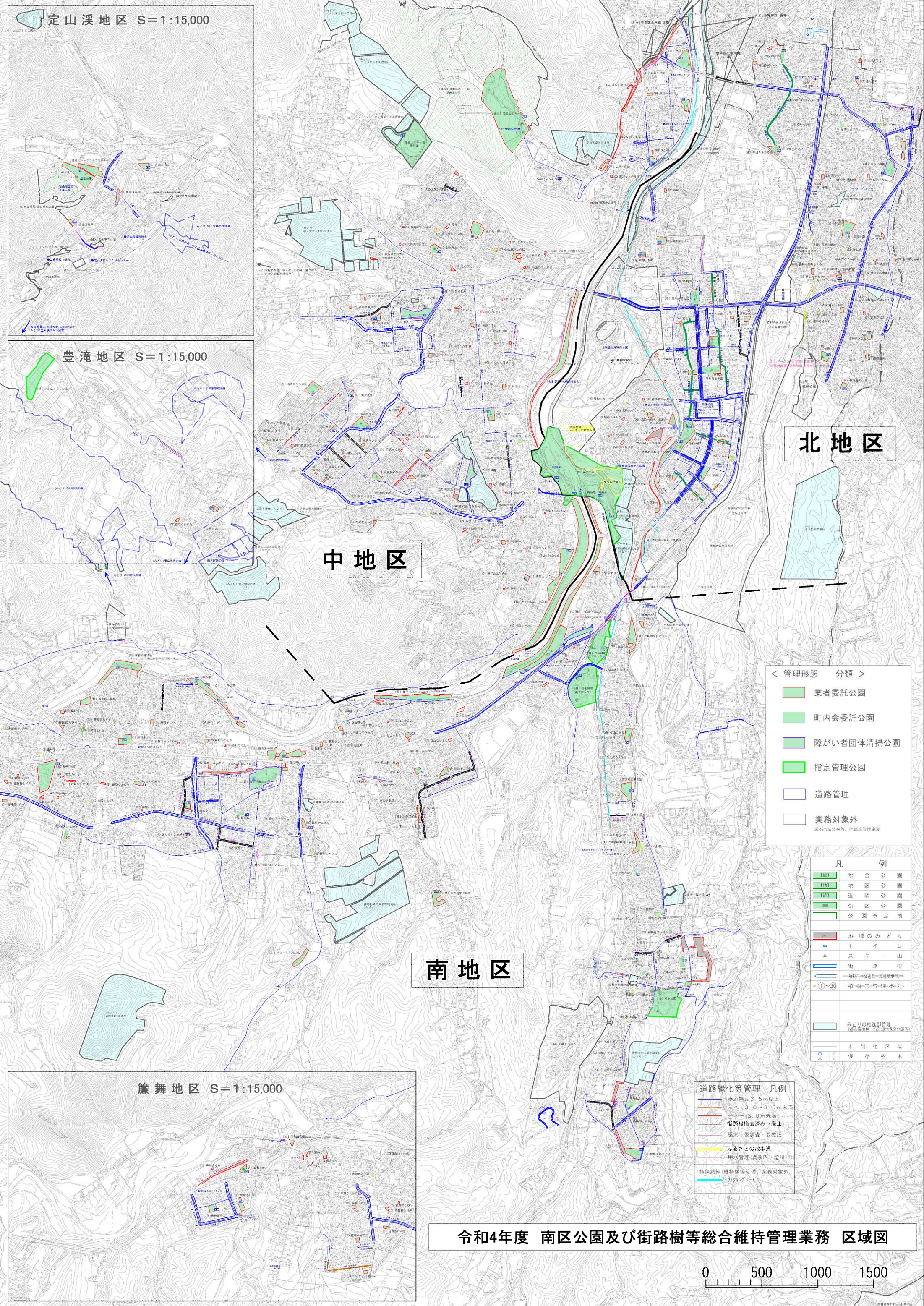
巡視点検チェックリスト(街路)

様式52

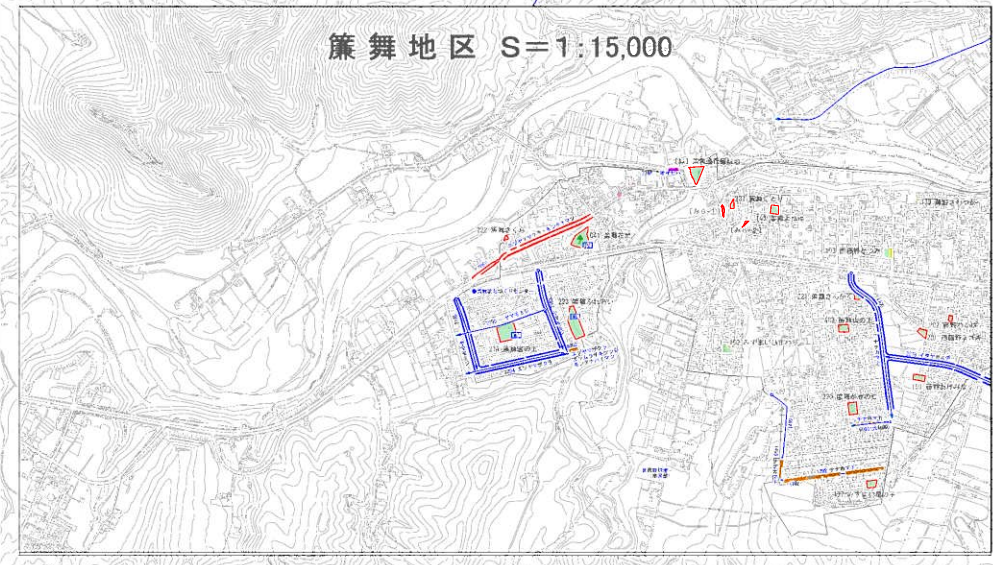
対象施設	点検項目	重点的に確認する内容
街路全体	全般	放置自転車・粗大ゴミ等の不法投棄物はないか
		ガラスの破片等の危険物・動物の糞は捨てられていないか
		草刈の必要はないか
植栽	高木	倒木・枯損木・枯枝・枝折れはないか
		腐食による危険木はないか
		道路側に傾倒していないか
		通行(歩道・道路)に支障となる枝はないか
		歩行者・自転車に接触する恐れがある枝はないか
		ヤゴ・胴吹きが繁茂しているものはないか
		信号・標識・街灯にかかっている枝はないか
		民地に越境している枝はないか
		見通しが悪いものはないか
		不要または破損している支柱はないか
		支柱の結束が食い込んでいる樹木はないか
	低木・草花	歩道・車道にはみ出しているものはないか
		見通しが悪いものはないか
	切株	切株による転倒の危険性はないか
		切株の中心部が腐食して穴があいていないか
	その他	カラス・ハチの巣はないか
		害虫の発生はないか
植樹柵	全般	根上がりによる転倒の危険性はないか
		植樹柵の仕切石にズレ・ガタツキはないか
		補植可能な空柵はないか

以下参考

建築限界	車道側	4.6m	歩道側	2.6m	...	要枝上げ
交差点	手前	10m	奥	8m	...	補植不可
電柱・照明灯・標識等	離隔	3m			...	補植不可



南地区



< 管理形態 分類 >	
	業者委託公園
	町内会委託公園
	障がい者団体清掃公園
	指定管理公園
	道路管理
	業務対象外 ※市道線路等、他部局管理施設

凡 例	
	総合公園
	地区公園
	近隣公園
	街区公園
	公園予定地
	地域のみどり
	トイ・レ
	スキー山
	街路樹
	植樹帯(交通路・緑地緑地帯)
	植樹帯(管理番号)
	みどりの推進部管理 (都市緑地法、特別緑地保全地区)
	市街化区域
	保存樹木

道路緑化等管理 凡例	
	歩道幅員3.5m以上
	幅員3.0~3.5m未満
	幅員1.5~3.0m未満
	街路樹撤去済み(廃止)
	調査・要調査・要確認
	ふるさとの散歩道
	用水管理(奥泉内、淀川1号)
	特殊路線(維持管理業務対象外)
	サグレット

令和4年度 南区公園及び街路樹等総合維持管理業務 区域図



数量調査(公園)

中地区

(1/2)

区分	No.	公園名	町内会委託	公園面積	清掃						草刈り						低木等管理										砂場・広場等					巡視点検	
					清掃面積 (㎡)	A (通常)	B (春)	C (落葉)	樹清掃	U型側溝清掃	I(片付有)	J(片付無)	N(急傾斜・ 片付有)	H(急斜面・ 片付無)	S(トラクター・ 片付無し)	生垣刈込A (㎡)		生垣刈込B (㎡)		生垣刈込C (㎡)		寄植刈込A (㎡)		寄植刈込B (㎡)		寄植刈込C (㎡)		藤棚 剪定	砂場 整正	テニスコート	除草A		除草B
						回	回	回	箇所	規格 延長(㎡)						回	面積	回	面積	回	面積	回	延長	回	延長	回	延長						
近	3	藻岩下		15,272	6,800	13	1	3	4	65			5	6,000	3	700																5	
近	6	川沿		31,617	31,600	13	1	6	14	43			5	12,000	3	120															5		
近	8	南沢スワン		9,917	9,400	13	1	3	10	601			5	3,600	3	1,800															5		
近	9	南沢えいと		10,676	10,000	13	1	3	9	109			5	9,500																	5		
近	14	南が丘	福	12,100	9,200	0	1	3	9	178	3	5,000			3	2,700															9		
近	15	中の沢	福	20,002	19,000	0	1	3	4	13			5	12,000	3	2,900															9		
近	16	北ノ沢		11,701	11,000	13	1	3	26	111			5	7,000	3	2,100															5		
緑	0	豊平川緑地(石山大橋～藻岩山)	○	70,540	35,100	16	1		2	92	3	10,200																			5		
緑	0	豊平川緑地(藻岩橋～五輪橋)	○	38,410	16,000	16	1		—	—	3	3,900			3	400															5		
緑	0	(五輪橋～カールラウエー)	○		3,000	0	1		0	—	6	16,000																					
緑	0	五輪橋PG管理用道路沿		11,295	11,290	16	1		—	—			1	11,290																			
緑	9	山鼻川緑地	○	20,590	13,000	16	1		—	—			3	8,100	3	1,800																	
街	14	東海		684	680	0	1		0	3	28	0	264																		9		
街	15	南35条もみじ		300	300	16	1		—	—	3	120																			5		
街	16	南こども		5,969	5,600	13	1		3	—			5	4,000																	5		
街	20	南沢		1,890	1,870	13	1		3	4	85	3	1,200																		5		
街	23	南37条えぞりす		392	370	16	1		—	—	3	150																			5		
街	26	川沿ことり		638	630	13	1		3	—	—	3	583																		5		
街	27	川沿さくら		197	170	16	1		—	—	3	43																			5		
街	34	川沿若葉		342	320	13	1		3	—	3	90																			5		
街	35	川沿中央		800	800	13	1		3	—																					5		
街	36	川沿みどり		1,146	1,140	13	1		3	2	31	3	350																		5		
街	37	南沢東台		3,496	3,490	13	1		3	7	108	3	1,200																		5		
街	45	川沿みゆき		813	720	13	1		3	2	54	3	50																		5		
街	52	北の沢山の子		4,400	4,100	13	1		3	9	70	3	1,180																		5		
街	61	南沢ふたまた		269	250	13	1		3	—	3	60																			5		
街	69	北の沢ヤマナミ	○	1,149	1,000	0	1		0	2	34	0	800																		9		
街	72	南34条上山鼻		151	150	16	1		—	—	3	60																			5		
街	74	川沿なかよし		142	120	16	1		—	—	3	80																			5		
街	75	中の沢ボプラ		419	390	13	1		3	2	20	3	270																		5		
街	77	南の沢あおぞら		748	700	16	1		—	1	2	3	210																		5		
街	79	川沿やまばと		512	480	13	1		3	1	29	3	340																		5		
街	80	南沢こぐま		522	490	13	1		3	—	—	3	140																		5		
街	81	南沢かつこう		1,206	1,100	13	1		3	11	256	3	560																		5		
街	82	南沢中央	○	656	650	0	1		0	1	38	0	425																		9		
街	95	川沿こばと		1,159	1,150	13	1		3	8	69	3	112																		5		
街	96	北ノ沢たんぽぽ		191	190	16	1		—	—	3	90																			5		
街	97	しらかばやまびこ	○	580	570	0	1		0	0	4	0	526																		9		
街	105	南35条みゆき		2,376	2,200	13	1		3	0	2	3	350																		5		
街	106	川沿たんぽぽ	○	603	600	0	1		0	2	20	0	354																		9		
街	107	川沿ライラック		235	230	13	1		3	—	—	3	152																		5		
街	108	川沿たけのこ	○	1,212	1,210	0	1		0	—	—	0	866																		9		
街	109	北の沢やまばと		178	170	16	1		—	—	3	70																			5		
街	110	北の沢やまびこ		1,316	1,200	13	1		3	4	81	3	900																		5		
街	111	南沢あさひ台		783	740	13	1		3	1	22	3	520																		5		
街	112	南沢あすなろ		4,494	4,200	13	1		3	3	13	3	880																		5		
街	123	南32条藻岩下		666	630	13	1		3	5	82	3	200																		5		
街	124	川沿スクラム		416	410	13	1		3	—	—	3	192																		5		
街	125	藻岩どんぐり	○	1,280	1,200	0	1		0	2	20	0	256																		9		
街	126	川沿かつこう緑		493	440	13	1		3	2	94	3	180																		5		
街	127	北の沢みはらし	△	1,074	1,000	0	1		0	1	17	3	246																		9		
街	128	藻岩こころ		338	320	13	1																										

数量調査(公園)

特殊維持管理

(2/2)

[illegible]

No.	路 線 名	路線延長 (km)	清 掃 (秋清掃と同様)										草刈 I		草刈 L						除草	生 垣刈込B		生 垣刈込C		寄 植刈込A		寄 植刈込B		寄 植刈込C		備 考					
			植樹樹		植樹帯		中央分離帯		緑地帯		緑道・広場等		中央分離帯		植樹樹		植樹帯		緑地帯		緑道・広場等		花壇		回	距離	回	距離	回	面積	回		面積	回	面積	回	面積
			回数	面積	回数	面積	回数	面積	回数	面積	回数	面積	回	面積	回	面積	回	面積	回	面積	回	面積	回	面積													
446	中の沢	0.46	2	84										2	84																						
448	南の沢	1.20			2	2,101										2	2,101																				
449	川沿中央	0.61			2	582										2	582																				
450	南の沢連絡線	1.44	2	88	2	1,100								2	88	2	1,100																				
457	藻岩下西11丁目	0.10			2	32										2	32					0	20														
465	川沿町西	0.36	2	36										2	36																						
469	藻岩下8号	0.14			2	125										2	125																				
478	かつらが丘中央	0.15							2	680								2	680																		
485	藻岩下10号	0.22			2	111										2	111																				
523	南の沢3号	0.27	2	22	2	223								2	22	2	223																				
527	南の沢5条1号	0.35			2	395										2	395																				
531	南の沢11号	0.4	2	60										2	60																						
545	三吉神社通	0.32	2	44										2	44																						
631	南の沢21号	0.28	2	27										2	27																						
789	南の沢34号	0.10	2	22										2	22																						
826	川沿石山連絡	0.22			2	44										2	44																				
874	川沿5・6条4丁目3	0.19	2	26										2	26																						
1285	南の沢59号	0.27	2	83										2	83																						
1390	川沿4条2丁目1	0.32	2	64										2	64																						
1391	川沿4条2丁目2	0.08	2	18										2	18																						
1410	南沢2・3条2丁目3	0.21	2	46										2	46																						
1412	南沢2条2丁目1	0.34	2	74										2	74																						
1442	北の沢3丁目1号	0.12	2	18										2	18																						
1870	南の沢83号	0.73	2	158										2	158																						
1935	中の沢区画整理1	0.45			2	1,600										2	1,600																				
1938	中の沢区画整理4	1.00	2	178	2	180								2	178	2	180																				
1959	中の沢区画整理25	0.34	2	76										2	76																						
1991	南31条西10丁目1号	0.10							2	770								2	770																		
9202	中の沢歩道専用道	0.21			4	600					4	593				3	600			3	593																
9583	西南	0.17			2	102								2		2	102					2	93														
9900	真駒内篠路	0.45	2	8					2	257				2	8			2	257																		
残存	南沢1条1丁目																																				
32	小 計	11.60	2,264		15,590		0		3,414		2,372		0		2,264		14,990		3,414		1,779		186		0		0		0		0		0		0		
	計		23,640										0		22,447										186		0		0		0		0		0		
	再計(設計値)		23.0										#NUM!		220.0										1.80		#NUM!		#NUM!		#NUM!		#NUM!		#NUM!		

11 人

■パトロール(車両): 11.60 km × 2(往復) × 11 回 = 255.2 km≡ 25 10km ■パトロールD(徒歩): 11.60 km × 2(往復) × 1 km

街路樹維持管理台帳－街路樹数量・剪定－

No.	路線名	A	樹種変更	歩道幅	H30 本数調査	路線別 樹木計	樹 種	計	街路樹数量														計	剪定(本)										ヤゴ取り
		幹周 ;cm														空中車なし (幹周 ;cm)								空中車あり(樹高)										
		≦30							≦60	≦90	≦105	≦120	≦150	150以上	H28	H29	H30	H31	R2	R3	≦30	≦60		≦90	≦105	≦120	≦150	150以上	12m	18m	22m			
448	南の沢	A		4.9	188	238	エゾヤマザクラ	156	106	50																								
							ヤエザクラ	1	1																									
							ヤマモミジ	81	72	9																								
449	川沿中央	A		5.0	57	73	エゾヤマザクラ	70	43	27																								
							ヤマモミジ	3	3																									
450	南沢連絡	A		2.5-5	165	207	イタヤカエデ	27	1	17	9																							
							エゾヤマザクラ	142	80	47	15																							
							エンジュ	20		4	14	2						○																
							ナナカマド	17	6	10	1																							
							ハルニレ	1			1																							
457	藻岩下西11丁目	A		4.4	4	4	エゾヤマザクラ	1			1																							
							エンジュ	3		1	2																							
469	藻岩下8号	A	★	3.5-3.7	13	13	プラタナス	13	0	8	4	1			○	○	○	○	○	○	13	0	8	4	1								13	
478	かつらが丘中央	B		2-6.1	49	51	エゾヤマザクラ	17	1	13	3																							
							ヤマモミジ	7	6	1																								
							その他	27	11	16																								
485	藻岩下10号	A		4.5	13	13	カツラ	13	1	6	6																							
523	南の沢3号	B		3.1	19	27	ナナカマド	27	11	10	6					○						0	0	0										
527	南の沢5条1号	B		3.0	22	40	ナナカマド	28		26	1	1																						
531	南の沢11号	C		2.5	1	11	ナナカマド	0	0	0	0					○																		
545	三吉神社通	B		2.4-3	20	23	エゾヤマザクラ	20	4	5	6	3	2																					
							ナナカマド	3	1	1	1																							
789	南の沢34号	C		2.85	10	12	エゾヤマザクラ	0																										
826	川沿石山連絡（藻南公園 隣接）	A		4	4	12	ハシドイ	12	10	2																								
1390	川沿4条2丁目1号	C		2.5	8	29	ナナカマド	29	3	10	15	1																						
1391	川沿4条2丁目2号	C		2.5	1	7	ナナカマド	7		2	4	1																						
1410	南沢2・3条2丁目3号	B		3.0	10	11	ナナカマド	11	1	10						○						0	0											
1412	南沢2条2丁目1	C		2.5	18	32	エンジュ	32	2	22	8					○																		
1870	南の沢83号	B		3.0	69	82	ヤエザクラ	82	21	45	16																							
1935	中ノ沢区画整理1	A		5.0	68	77	エゾヤマザクラ	77	21	31	24	1																						
1938	中ノ沢区画整理4	B		3.0	54	86	エゾヤマザクラ	1	1																									
							ナナカマド	85	26	53	6																							
1959	中ノ沢区画整理25	A		5.0	46	48	イタヤカエデ	48	6	40	2																							
1991	南31条西10丁目1号	B		3.0	12	16	エゾヤマザクラ	9		1	6	1		1																				
							シンジュ	2			1			1																				
							ブンゲンストウヒ	2		1	1																							
							その他	3					2	1																				
9583	西南	A		3.5	10	22	ハシドイ	22	14	8																								
9900	真駒内篠路	A		3.5	4	4	プラタナス	1			1				○	○	×	×	×	×														
							オオバボダイジュ	3	3																									
残存	南沢1条1丁目				0	0	ナナカマド	0																										
911 1138 合計								1,108	496	525	205	18	4	1	2						50	0	8	33	7	0	0	0	1	1	1	55		

内訳書の表記について

- 設計内訳書の表記については、下記の通り読み替えを行うこととする。

・ 工事番号	→	業務番号
--------	---	------

・ 工事名	→	業務名
-------	---	-----

・ 工事区分	→	業務区分
--------	---	------

・ 直接工事費	→	直接業務費
---------	---	-------

・ 純工事費	→	純業務費
--------	---	------

・ 工事原価	→	業務原価
--------	---	------

・ 工事価格	→	業務価格
--------	---	------

・ 工事費計	→	業務委託料
--------	---	-------

南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(中地区)
業務委託料総括表

区分	工種	種別	単位	公園	街路樹	合計
直接業務費	標準作業	清掃・草刈	1式			
		樹木管理	1式			
		施設管理	1式			
		歩道美化	1式			
		鳥獣対応	1式			
		安全費	1式			
		小計	1式			
	地区特有作業	樹木管理	1式			
		施設管理	1式			
		廃棄物処理	1式			
		0				
		0				
		0				
		0				
	小計	1式				
	合計		1式			
共通仮設費	共通仮設費(率計上)		1式			
	合計		1式			
純業務費			1式			
現場管理費			1式			
業務原価			1式			
一般管理費			1式			
業務価格			1式			
消費税等相当額			1式			
業務委託料			1式			

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R4年度 南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(中地区)【公園編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
					工事区分	公園維持管理	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園維持管理				式	1		
標準作業				式	1		
清掃・草刈				式	1		
清掃				式	1		
草刈				式	1		内-1号
樹木管理				式	1		内-2号
下枝・支柱・薬剤				式	1		
低木等管理				式	1		内-3号
高木剪定				式	1		内-4号
伐採				式	1		内-5号
抜根				式	1		内-6号
樹木冬囲い				式	1		内-7号
				式	1		内-8号

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R4年度 南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(中地区)【公園編】	当	初	事業区分	公園緑地整備・改修
						工事区分	公園維持管理
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
施設管理				式	1		
砂場・広場等				式	1		内-9号
照明灯				式	1		内-10号
巡視点検				式	1		内-11号
施設冬囲い				式	1		内-12号
鳥獣対応				式	1		
カラス・ハチ				式	1		内-13号
区特有作業				式	1		
樹木管理				式	1		
樹木植栽				式	1		内-14号
樹木管理				式	1		内-15号
施設管理				式	1		

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R4年度 南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(中地区)【公園編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
					工事区分	公園維持管理	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
砂場・広場等				式	1		内-16号
廃棄物処理				式	1		
廃棄物処理費				式	1		内-17号
直接工事費				式	1		
共通仮設費				式	1		
共通仮設費（率計上）				式	1		
純工事費				式	1		
現場管理費				式	1		
工事原価				式	1		
一般管理費等				式	1		
工事価格				式	1		
消費税等相当額				式	1		

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R4年度 南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(中地区)【公園編 】	当	初	事業区分	共通仮設費	
						工事区分	共通仮設費	
工事区分・工種・種別・細別				規格	単位	数量	数量増減	摘要
工事費計					式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	清掃				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
清掃A		拾い集め型	1000m2	2, 990		単一 1号
清掃B		春1回目；拾い+掃き	1000m2	260		単一 2号
清掃C		秋清掃；拾い+掃き	1000m2	580		単一 3号
桝清掃（人力清掃工）		有蓋 25cm以上	箇所	250		
U型側溝除芥清掃			m	3, 860		単一 4号
ゴミ袋回収		40L；運搬距離12km以下	袋	1		単一 5号
ゴミ袋回収		10L；運搬距離12km以下	袋	1		単一 6号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 2号内訳書	草刈				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
草刈 H		急斜面；刈払機；片付無	100m2	500		単一 7号
草刈 I		モ795%；手刈り5%；片付含む	100m2	2, 360		単一 8号
草刈 J		モ795%；手刈り5%；片付無	100m2	3, 060		単一 9号
草刈 N		刈払機95%；手刈り5%；急斜面；片付含む	100m2	690		単一 10号
草刈 S		トラクターモア；片付無 【中・南地区】	100㎡	5, 150		単一 11号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
ヤゴ取り A		C50cm以下	本	40		単一 12号
ヤゴ取り B		C50cm以上	本	170		単一 13号
樹木下枝取り			本	310		単一 14号
薬剤散布 A		殺虫剤；購入品	L	1		単一 15号
薬剤散布 B		防除・除去剤；購入品	L	1		単一 16号
薬剤カプセル打込み C		公園樹など 対象樹木10本未満の場合；薬剤含む	本	1		単一 17号
丸太支柱		支柱取付A-2 二脚鳥居支柱(添木付)；購入品	組	1		単一 18号
丸太支柱		支柱取付B-2 二脚鳥居支柱A；購入品	組	1		単一 19号
丸太支柱		支柱取付C-2 二脚鳥居支柱B；購入品	組	1		単一 20号
丸太支柱		支柱取付K-2 八ツ掛支柱A；購入品	組	1		単一 21号
丸太支柱		支柱取付F-2 三脚鳥居支柱 ；購入品	組	1		単一 22号
丸太支柱		支柱取付Gー2 十字鳥居支柱A ；購入品	組	1		単一 23号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
丸太支柱		支柱取付I-2 二脚鳥居合せ支柱A ；購入品	組	1		単一 24号
支柱撤去B		二脚鳥居支柱A ；片付含む	組	1		単一 25号
支柱結束A		二脚鳥居型、C30cm標準	本	1		単一 26号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	低木等管理				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
生垣刈込 A		H<60cm；片付含む	10m	7		単一 27号
生垣刈込 B		60≦H<120cm；片付含む	10m	480		単一 28号
生垣刈込 C		120≦H<250cm；片付含む	10m	25		単一 29号
寄植刈込 A		H<120cm；片付含む	10m2	1		単一 30号
寄植刈込 B		120≦H<200cm；片付含む	10m2	5		単一 31号
寄植刈込 C		200cm≦H；片付含む	10m2	25		単一 32号
藤棚剪定			m2	160		単一 33号
四つ目垣A		植栽別途 H=1. 1m	m	1		単一 34号
四つ目垣B		植栽別途 H=0. 8m	m	1		単一 35号
四つ目垣C		植栽別途 H=0. 6m	m	1		単一 36号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	高木剪定				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
公園樹木剪定A		30＜C≤60cm；人力；片付含む	本	3		単一 37号
公園樹木剪定B		60＜C≤90cm；人力；片付含む	本	3		単一 38号
公園樹木剪定C		90＜C≤105cm；人力；片付含む	本	3		単一 39号
公園樹木剪定D		105＜C≤120cm；人力；片付含む	本	3		単一 40号
公園樹木剪定E		120＜C≤150cm；人力；片付含む	本	3		単一 41号
公園樹木剪定F		8. 0＜H≤12. 0m；高所作業車使用；片付含む	本	3		単一 42号
公園樹木剪定G		12. 0＜H≤18. 5m；高所作業車使用；片付含む	本	3		単一 43号
公園樹木剪定H		18. 5＜H≤23. 0m；高所作業車使用；片付含む	本	3		単一 44号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	伐採				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採A		15≦C<20cm	本	3		単一 45号
伐採B		20≦C<30cm	本	3		単一 46号
伐採C		30≦C<40cm	本	3		単一 47号
伐採D		40≦C<60cm	本	3		単一 48号
伐採E		60≦C<80cm	本	3		単一 49号
伐採F		80≦C<100cm	本	3		単一 50号
伐採G		100≦C<120cm	本	3		単一 51号
伐採H		120≦C<150	本	3		単一 52号
伐採 I		150cm≦C	本	3		単一 53号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	抜根				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
抜根 A		C<30cm	本	2		単一 54号
抜根 B		30≦C<60cm	本	2		単一 55号
抜根 C		60≦C<90cm	本	2		単一 56号
抜根 D		90≦C<120cm	本	2		単一 57号
抜根 E		120≦C<150cm	本	1		単一 58号
抜根 F		150cm≦C	本	1		単一 59号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	樹木冬囲い				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲い設置A		針葉樹；H=4m；購入品	組	1		単一 60号
樹木冬囲い撤去A		針葉樹；H=4m	組	1		単一 61号
樹木冬囲い設置B		低木；根曲竹；H=1. 2m, W=0. 8m；購入品	組	1		単一 62号
樹木冬囲い撤去B		低木；根曲竹；H=1. 2m, W=0. 8m	組	1		単一 63号
樹木冬囲い設置C		低木；晒竹；H=1. 2m, W=0. 8m；購入品	組	1		単一 64号
樹木冬囲い撤去C		低木；晒竹；H=1. 2m, W=0. 8m	組	1		単一 65号
樹木冬囲い設置D		低木；縄1回巻き；H=0. 6m, W=0. 3m；購入品	組	1		単一 66号
樹木冬囲い撤去D		低木；縄1回巻き；H=0. 6m, W=0. 3m	組	1		単一 67号
樹木冬囲い設置E		低木；縄2回巻き；H0. 9m, W0. 5m；購入品	組	1		単一 68号
樹木冬囲い撤去E		低木；縄2回巻き；H0. 9m, W0. 5m	組	1		単一 69号
樹木冬囲い設置F		低木；縄3回巻き；H1. 2m, W0. 8m；購入品	組	1		単一 70号
樹木冬囲い撤去F		低木；縄3回巻き；H1. 2m, W0. 8m	組	1		単一 71号

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	砂場・広場等				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
外柵等修繕		雪害対応等	式	1		内一 18号
砂場整正		異物除去；砂起こしt=200	m2	880		単一 72号
砂場砂撤去			m3	1		単一 73号
砂場砂補充		購入品	m3	1		単一 74号
広場整正B		ダスト舗装B 仕上げ厚4cm 機械施工	m²	1		単一 75号
表層（歩道部）		1. 4m未満（仕上厚50mm以下） 30mm 細粒度アスコン（1 3F） プライムコート PK-3 全ての費用	m 2	1		
舗装C		インターロッキングブロック用 ブロック厚6cm 直線 配置 標準品 敷	m²	1		単一 76号
舗装G		インターロッキングブロック用 ブロック厚6cm 撤去 ・再設置 不織布	m²	1		単一 77号
水飲み台蛇口交換		支給品	箇所	1		単一 78号
石積補修A		天端、端面仕上	m2	1		単一 79号
テニスコートネット設置・ 撤去			面	3		単一 80号
張芝工		芝串なし	m2	1		単一 81号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	砂場・広場等				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
張芝工		芝串あり	m2	1		単一 82号
植生土のう積工		芝草類 60cm×40cm 現地採取土使用	m2	1		単一 83号
植生土のう積工		木本類 60cm×40cm 現地採取土使用	m2	1		単一 84号
除草A		花壇草取(まばら)	100m2	1		単一 85号
除草B		花壇草取(普通)	100m2	1		単一 86号
モルタル練		高炉 1:3 全ての費用	m 3	2		
埋戻し		上記以外（小規模） 土砂 全ての費用	m 3	2		
床掘り		土砂 上記以外（小規模） 全ての費用	m 3	2		
埋戻し		現場制約あり 土砂 有り	m 3	2		
床掘り		土砂 現場制約あり	m 3	2		
現場内敷均しB		現場制約あり 土砂 締固め無 掘削無	m 3	2		単一 87号
客土B		現場制約有 土砂 締固め無 土砂 小運搬20m以下	m 3	2		単一 88号

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	照明灯				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
メタルハライドランプ取替 A		100W	個	1		単一 89号
メタルハライドランプ取替 B		200W	個	1		単一 90号
メタルハライドランプ取替 C		300W	個	1		単一 91号
メタルハライドランプ取替 D		400W	個	1		単一 92号
レフランプ取替A		110V ; 200W	個	1		単一 93号
レフランプ取替B		110V ; 200W ; 1柱に2個取替	箇所	1		単一 94号
ナトリウムランプ取替A		NH70W	個	1		単一 95号
ナトリウムランプ取替B		NH110W	個	1		単一 96号
ナトリウムランプ取替C		NH180W	個	1		単一 97号
水銀灯用安定器取替A		HF100W ; 高力率100V	個	1		単一 98号
水銀灯用安定器取替B		HF200W ; 高力率100V	個	1		単一 99号
水銀灯用安定器取替C		HF300W ; 高力率100V	個	1		単一 100号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	照明灯				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
水銀灯用安定器取替D		HF400W；高力率100V	個	1		単一 101号
水銀灯用安定器取替E		HF100W；高力率200V	個	1		単一 102号
水銀灯用安定器取替F		HF200W；高力率200V	個	1		単一 103号
水銀灯用安定器取替G		HF300W；高力率200V	個	1		単一 104号
水銀灯用安定器取替H		HF400W；高力率200V	個	1		単一 105号
ナトリウム灯用安定器取替 A		NH70W；高力率200V	個	1		単一 106号
ナトリウム灯用安定器取替 B		NH110W；高力率200V	個	1		単一 107号
ナトリウム灯用安定器取替 C		NH180W；高力率200V	個	1		単一 108号
自動点滅器取替A		100V光電式；リト*線型；6A	個	1		単一 109号
自動点滅器取替B		100V光電式；リト*線型；10A	個	1		単一 110号
自動点滅器取替C		200V光電式；リト*線型；3A	個	1		単一 111号
自動点滅器取替D		200V光電式；リト*線型；10A	個	1		単一 112号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 10号内訳書	照明灯				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
安全ブレーカー取替		110V/220V2P2E20A	個	1		単一 113号
照明器具(灯具)取替 A		HST1-100～250 水銀灯250W以下	灯	1		単一 114号
照明器具(灯具)取替 B		HST1-250～400 水銀灯400W以下	灯	1		単一 115号
カラーポールカバー取替		段付；塩ビ被覆	個	1		単一 116号
ポール内ボックス取替		(接続電線5. 5mm2の場合)；MCB 2P送り端子台付	個	1		単一 117号
引込用ビニル絶縁電線		DV2. 6mm；2心平形	m	1		単一 118号
引込線布設手間		2. 6mm；2F	径間	1		単一 119号
不点調査			箇所	1		単一 120号
LEDライトバルブ交換		HF100W級	箇所	1		単一 121号
LEDライトバルブ交換		HF200W級	箇所	1		単一 122号
LEDライトバルブ交換		HF250W級	箇所	1		単一 123号
LEDライトバルブ交換		支給品	箇所	1		単一 124号

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 12号内訳書	施設冬囲い				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1.000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
水飲み台冬囲いA		開栓・閉栓	基	55		単一 128号
水飲み台冬囲い設置B		普通；むしろ1枚；閉栓	基	1		単一 129号
水飲み台冬囲い撤去B		普通；むしろ1枚；開栓	基	1		単一 130号
水飲み台冬囲い設置C		身障者用；むしろ2枚；閉栓	基	1		単一 131号
水飲み台冬囲い撤去C		身障者用；むしろ2枚；開栓	基	1		単一 132号
遊具(ブランコ・シーソー等)冬囲い設置			基	78		単一 133号
遊具(ブランコ・シーソー等)冬囲い撤去			基	78		単一 134号
遊具(鉄棒)冬囲い設置・撤去		支給品	基	39		単一 135号
スノーボール		設置；支給品；再利用	本	1		単一 136号
スノーボール		撤去；支給品；再利用	本	1		単一 137号
人力除雪工			m3	600		単一 138号
公園トイレ前除雪（冬季開放トイレ）		W=0.5m、平均除雪深さ0.5m/回	m	17		単一 139号

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 13号内訳書	カラス・ハチ					単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要		
カラスの巣撤去A	人力	箇所	1		単一 140号		
カラスの巣撤去B	高所作業車12m級	箇所	1		単一 141号		
カラスの巣撤去C	高所作業車18～18.5m級	箇所	1		単一 142号		
カラスの巣撤去D	高所作業車22～23m級	箇所	1		単一 143号		
ハチの巣撤去		箇所	1		単一 144号		
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 14号内訳書	樹木植栽					単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要		
エゾヤマザクラ	3. 5 0. 15 0. 8 二脚鳥居支柱A設置 客土あり	本	1		単一 145号		
ヤマモミジ（イロハモミジ）	3. 0 0. 15 0. 7二脚鳥居支柱A設置客土あり	本	1		単一 146号		
合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 15号内訳書	樹木管理				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
台風緊急時対応A		6人及び2車両体制/班、（造園工2普通作業員3、2.9 t吊4 tトラック1台（特殊作業員1））、2 tトラック1台	日	1		単一 147号
台風緊急時対応C		4人及び1車両体制/班、（造園工1普通作業員2、2.9 t吊4 tトラック1台（特殊作業員1））	日	1		単一 148号
台風緊急時対応D		3人及び1車両体制/班、（造園工1普通作業員1、2.9 t吊4 tトラック1台（特殊作業員1））	日	1		単一 149号
台風緊急時対応Z（被害状況把握及び軽作業）		1人及び1車両体制/班、造園工1、ライトバン11500 cc 1台	日	1		単一 150号
高所作業車運転費		12m級	日	1		単一 151号
高所作業車運転費		18～18.5m級	日	1		単一 152号
高所作業車運転費		22～23m級	日	1		単一 153号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 16号内訳書	砂場・広場等				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
豊平川パークゴルフ場特殊 管理（南区独自）		【中地区】 豊平川緑地左岸五輪橋コース	式	1		内ー 19号
中地区内特殊施設管理（南 区独自）		【中地区】	式	1		内ー 20号
簡易看板設置A		木杭1本(L=1. 2～1. 8m, 末口6cm程度)；看板支給	基	1		単ー 154号
簡易看板設置B		木杭2本(L=1. 2～1. 8m, 末口6cm程度)；看板支給	基	1		単ー 155号
落葉・堆肥ヤード設置（建 築用コンクリートブロック式）		高さ1m（5段積）、基礎・作業土工含む	式	1		内ー 21号
オレンジ（グリーン）フェンスネット設置		【共通】オレンジネット支給品 支柱間1. 8m程度、植樹 用丸太（1. 8m×末口6 c m）、ネット幅1m、材質高 密度ポリエチレン	m	150		単ー 156号
簡易型落葉ヤード設置・撤 去		【共通】オレンジネット支給品 オレンジ（グリーン）フェンスネット（幅 1m）7. 2m/基	基	1		単ー 157号
黒土		崩土（良質）	m 3	2		
赤土		崩土	m 3	2		
砂		クッション用	m 3	2		
砕石ダスト			m 3	2		
冬期防護マット（照明柱等 ）設置・撤去		【中地区】 南沢あすなろ公園 ポリエステル帆布・PE 発砲材（マット支給）	箇所	3		単ー 158号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 16号内訳書	砂場・広場等				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
グラウンド等広場整備（野球・サッカー場など）		【中・南地区】年1回（春）整備、補充材別途計上	1000㎡	12. 9		単一 159号
サッカーゴール設置・撤去（ゴール1基毎）		【中・南地区】豊平川緑地（2）、石山北（2）、藤が丘高台（1）	基	2		単一 160号
常温合材補修工		【共通】支給品（材料費含まない）、支給品運搬費	t	1		単一 161号
特殊草刈（伐木・集積・積込運搬）		伐木（密 50本/100㎡以上 無し 人力施工）、（人力施工 有り 9.5 k m以下）	㎡	120		単一 162号
溶接A（亀裂）		【中地区】遊器具類共通	箇所	3		単一 163号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 18号内訳書	外柵等修繕				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
石積天端、端面仕上げ			m ²	1		単一 179号
石積補修B		練石積 控40cm両面	m ²	1		単一 180号
外柵基礎設置A		300×300×300PC 基礎砕石含む （購入品）	箇所	1		単一 181号
外柵基礎設置C		400×400×400PC 基礎砕石含む （購入品）	箇所	1		単一 182号
プラ擬木柵基礎			基	1		単一 183号
外柵基礎撤去A		300×300×300PC	箇所	1		単一 184号
防護柵（横断・転落防止柵）設置工		プレキャストコンクリートブロック建込 ビーム式・パネル式 1.5m 100m以上（標準） 無 無	m	1		単一 185号
防護柵（横断・転落防止柵）設置工		プレキャストコンクリートブロック建込 ビーム式・パネル式 2m 100m以上（標準） 無 無	m	1		単一 186号
防護柵（横断・転落防止柵）設置工		プレキャストコンクリートブロック建込 ビーム式・パネル式 3m 100m以上（標準） 無 無	m	1		単一 187号
外柵設置D		ネットフェンスH180W150 控無 溶融亜鉛メッキ	m	1		単一 188号
外柵設置F		ネットフェンスH300W180 控無 溶融亜鉛メッキ	m	1		単一 189号
防護柵（横断・転落防止柵）設置工		プレキャストコンクリートブロック建込 ビーム式・パネル式 2m 100m以上（標準） 無 無	m	1		単一 190号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 18号内訳書	外柵等修繕				単価適用年月	2021. 11
					歩掛適用年月	2021. 11
					労務調整-超過-規制	1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
外柵設置N		(パイプ柵) H1. 0mW1. 5m 控柱間隔3. 0m	m	1		単一 191号
プラ擬木柵		プラ擬木柵2段ビーム	m	1		単一 192号
外柵石設置		中国産白糸御影400×400×400内外、W=約173kg/個	個	1		単一 193号
防護柵（横断・転落防止柵）撤去工		プレキャストコンクリートブロック建込 ビーム式・パネル式 2m 無 無	m	1		単一 194号
外柵撤去G		ネットフェンスH180 W150 控無	m	1		単一 195号
外柵撤去H		ネットフェンスH300 W180 控無	m	1		単一 196号
外柵補修A		PG-1. 5C パネル設置	m	1		単一 197号
外柵補修B		PG-2. 0C パネル設置	m	1		単一 198号
外柵補修C		PG-3. 0C パネル設置	m	1		単一 199号
外柵補修D		ネットフェンス張替 H180W150	m	1		単一 200号
丸太階段		W=1500 φ100	段	1		単一 201号
プラ擬木階段		軽量	段	1		単一 202号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 18号内訳書	外柵等修繕				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
U型側溝蓋A		購入品 T-14 一般用 JIS150 設置手間 40kg/枚以下	m	1		単一 203号
U型側溝蓋B		購入品 T-14 一般用 JIS180 設置手間 40kg/枚以下	m	1		単一 204号
U型側溝蓋C		購入品 T-14 一般用 JIS240 設置手間 40kg/枚以下	m	1		単一 205号
U型側溝蓋D		購入品 JIS150	m	1		単一 206号
U型側溝蓋E		購入品 JIS180	m	1		単一 207号
U型側溝蓋F		購入品 JIS240	m	1		単一 208号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 19号内訳書	豊平川パークゴルフ場特殊管理（南区独自）				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
五輪橋パークゴルフ場駐車 場門扉開閉		【中地区】豊平川五輪PG場	日	185		単一 226号
五輪パークゴルフ場施設設 置・撤去		【中地区】豊平川PG場、作業員9名/箇所相当	箇所	1		単一 227号
五輪橋パークゴルフ場散水 （用申請許可）		【中地区】豊平川五輪PG場、作業員6名/回相当	回	5		単一 228号
植樹用支柱 焼磨き仕上げ 丸太		燻煙丸太(カマツ・エゾマツ・トトマツ) 0. 9m×6. 0cm	本	10		
植樹用支柱 焼磨き仕上げ 丸太		燻煙丸太(カマツ・エゾマツ・トトマツ) 1. 2m×7. 5cm	本	10		
防球ネット		ポリエチレンネット H=600	m	20		
芝生保護材		ネロンターフマット（ビン10本/m2付）	m 2	1		
黒土		崩土(良質)	m 3	2		
砂		埋め戻し用	m 3	2		
良質芝		ケンタッキーブルーグラス80%以上の芝	m 2	10		
高度化成肥料		N:P:K の合計が40%以上	k g	20		
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 20号内訳書	中地区内特殊施設管理（南区独自）			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1.000-00000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
川沿たんぽぽ公園急傾斜地 除伐	【中地区】補正後面積126㎡、作業員5名/回相当、2.9 t吊4tトラック運搬含む	回	1		単一 229号
南沢スワン公園熊対策笹刈 （伐木・集積積込・運搬）	【中地区】外柵周辺460㎡、伐木（密50本/100㎡以上 、無 人力施工）、伐木運搬（人力施工 有 9.5k m以下）	回	3		単一 230号
川沿公園防護ネット設置・ 撤去	【中地区】設置120m（3m間隔）、作業員4.5名/回相 当、2t吊2tトラック運搬含む 資材（ネット・ピン） 5年償却相当分積み上げ	箇所	1		単一 231号
中ノ沢かえで公園 防護ネ ット・撤去	【中地区】設置25m 作業員2.5名/回相当、資材（ネ ット・ピン） 5年償却相当分積み上げ	箇所	1		単一 232号
豊平川緑地（川沿南）人力 除草及び人力掘り起し	【中地区】大型花壇2か所（計200㎡）	回	2		単一 233号
合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 21号内訳書	落葉・堆肥ヤード設置（建築用コンクリートブロック式）				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
コンクリートブロック（空洞ブロック）積		150mm 高炉B（25 k g /袋入）両面とも仕上げをする	m ²	10. 4		単一 236号
コンクリート		小型構造物 人力打設 各種 一般養生 無し 全ての費用	m 3	1. 56		
基礎碎石		12. 5cmを超え17. 5cm以下 クラッシュラン 40～0 全ての費用	m 2	5. 2		
床掘り		土砂 上記以外（小規模） 全ての費用	m 3	15		
埋戻し		現場制約あり 土砂 無し	m 3	10		
人力運搬（積込み～運搬～ 取卸し）		40m以下	m 3	5		
埋戻し		現場制約あり 土砂 無し	m 3	5		
合 計						

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R4年度 南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(中地区)【街路樹編】	当	初	事業区分	公園緑地整備・改修	
						工事区分	街路樹維持管理	
工事区分・工種・種別・細別				規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹維持管理					式	1		
標準作業					式	1		
清掃・草刈					式	1		
清掃					式	1		内-1号
草刈					式	1		内-2号
樹木管理					式	1		
下枝・支柱・薬剤					式	1		内-3号
低木等管理					式	1		内-4号
高木剪定					式	1		内-5号
伐採					式	1		内-6号
抜根					式	1		内-7号
巡視点検					式	1		内-8号

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R4年度 南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(中地区)【街路樹編】	当	初	事業区分	公園緑地整備・改修	
						工事区分	街路樹維持管理	
工事区分・工種・種別・細別				規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲い					式	1		内-9号
歩道美化					式	1		
花苗配布					式	1		内-10号
マイタウン・マイフラワー					式	1		内-11号
鳥獣対応					式	1		
カラス・ハチ					式	1		内-12号
安全費					式	1		
交通管理					式	1		内-13号
区特有作業					式	1		
樹木管理					式	1		
樹木補植					式	1		内-14号
施設等管理					式	1		

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R4年度 南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(中地区)【街路樹編】	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
					工事区分	街路樹維持管理	
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
施設管理				式	1		内-15号
廃棄物処理				式	1		
廃棄物処理費				式	1		内-16号
直接工事費				式	1		
共通仮設費				式	1		
共通仮設費（率計上）				式	1		
純工事費				式	1		
現場管理費				式	1		
工事原価				式	1		
一般管理費等				式	1		
工事価格				式	1		
消費税等相当額				式	1		

設計内訳書（金抜き）

工事番号		工事名	R4年度 南区公園及び街路樹等総合維持管理業務(中地区)【街路樹編】	当	初	事業区分	共通仮設費
						工事区分	共通仮設費
工事区分・工種・種別・細別			規格	単位	数量	数量増減	摘要
工事費計				式	1		

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	下枝・支柱・薬剤				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
ヤゴ取り A		C50cm以下	本	50		単一 4号
ヤゴ取りB		C50cm以上	本	50		単一 5号
樹木下枝取り			本	170		単一 6号
薬剤散布B		防除・除去剤（購入品）セルコートアグリ4kg、シーテン100ml	L	10		単一 7号
薬剤散布C		施工手間のみ 薬剤（支給品）	L	1		単一 8号
薬剤カプセル打込みD		公園樹など 対象樹木10本未満の場合；薬剤支給	本	1		単一 9号
支柱結束A		二脚鳥居型；C30cm標準	本	20		単一 10号
支柱結束B		二脚鳥居型添木付；C30cm標準	本	20		単一 11号
道路植栽（支柱設置）		高木二脚鳥居添木付幹周30cm未満 支柱 10本以上50本未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島） 無 購入品	本	5		単一 12号
道路植栽（支柱設置）		高木二脚鳥居添木無幹周30上40未 支柱 10本以上50本未満 無 無 供用区間 標準（歩道及び交通島） 無 購入品	本	5		単一 13号
支柱撤去A		二脚鳥居型添木付 片付け含む	組	5		単一 14号
支柱撤去B		二脚鳥居型添木無；L=1. 8m 片付け含む	組	10		単一 15号

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 4号内訳書	低木等管理				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
生垣刈込 A		H<60cm；片付含む	10m	1		単一 18号
生垣刈込 B		60≦H<120cm；片付含む	10m	1		単一 19号
生垣刈込 C		120≦H<250cm；片付含む	10m	1		単一 20号
寄植刈込 A		H<120cm；片付含む	10m2	1		単一 21号
寄植刈込 B		120≦H<200cm；片付含む	10m2	1		単一 22号
寄植刈込 C		200cm≦H；片付含む	10m2	1		単一 23号
除草 A		花壇草取(まばら)	100m2	1		単一 24号
除草 B		花壇草取(普通)	100m2	1. 8		単一 25号
除草 C		花壇草取(密生)	100m2	1		単一 26号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	高木剪定				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹木剪定A		C≦30cm；人力；片付含む	本	1		単一 27号
街路樹木剪定B		30<C≦60cm；人力；片付含む	本	5		単一 28号
街路樹木剪定C		60<C≦90cm；人力；片付含む	本	35		単一 29号
街路樹木剪定D		90<C≦105cm；人力；片付含む	本	7		単一 30号
街路樹木剪定E		105<C≦120cm；人力；片付含む	本	1		単一 31号
街路樹木剪定F		120<C≦150cm；人力；片付含む	本	1		単一 32号
街路樹木剪定M		H=12m程度；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 33号
街路樹木剪定N		H=18m程度；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 34号
街路樹木剪定O		H=22m程度；高所作業車使用；片付含む	本	1		単一 35号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	伐採				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
伐採A		15≦C<20cm	本	3		単一 36号
伐採B		20≦C<30cm	本	3		単一 37号
伐採C		30≦C<40cm	本	3		単一 38号
伐採D		40≦C<60cm	本	4		単一 39号
伐採E		60≦C<80cm	本	4		単一 40号
伐採F		80≦C<100cm	本	4		単一 41号
伐採G		100≦C<120cm	本	3		単一 42号
伐採H		120≦C<150cm	本	3		単一 43号
伐採 I		150cm≦C	本	3		単一 44号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	抜根				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
抜根 A		C<30cm	本	5		単一 45号
抜根 B		30≦C<60cm	本	5		単一 46号
抜根 C		60≦C<90cm	本	5		単一 47号
抜根 D		90≦C<120cm	本	5		単一 48号
抜根 E		120≦C<150cm	本	5		単一 49号
抜根 F		150cm≦C	本	5		単一 50号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 8号内訳書	巡視点検				単価適用年月		2021. 11	
					歩掛適用年月		2021. 11	
					労務調整-超過-規制		1. 000-00000002000	
	名称		規格		単位	数量	数量増減	摘要
	街路巡視点検		パトロール業務A（昼間 ライトバン）		km	250		単一 51号
	パトロール業務D		平地・徒歩		km	23		単一 52号
	合 計							

一式当たり内訳書（金抜き）

第 9号内訳書	樹木冬囲い				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
樹木冬囲い設置C		低木；晒竹；H=1. 2m, W=0. 8m；購入品	組	1		単一 53号
樹木冬囲い撤去C		低木；晒竹；H=1. 2m, W=0. 8m	組	1		単一 54号
樹木冬囲い設置D		低木；縄1回巻き；H=0. 6m, W=0. 3m；購入品	組	1		単一 55号
樹木冬囲い撤去D		低木；縄1回巻き；H=0. 6m, W=0. 3m	組	1		単一 56号
樹木冬囲い設置E		低木；縄2回巻き；H0. 9m, W0. 5m；購入品	組	1		単一 57号
樹木冬囲い撤去E		低木；縄2回巻き；H0. 9m, W0. 5m	組	1		単一 58号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 11号内訳書	マイタウン・マイフラワー				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1.000-00000002000
	名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
	花種子配布A	一年草	袋	34		
	花種子配布B	ペレットシート	袋	1		
	播種用培養土配布		袋	5		
	セルトレイ配布		袋	5		
	合 計					

一式当たり内訳書（金抜き）

第 12号内訳書	カラス・ハチ				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
カラスの巣撤去A		人力				
			箇所	1		単一 59号
カラスの巣撤去B		高所作業車12m級				
			箇所	1		単一 60号
カラスの巣撤去C		高所作業車18～18. 5m級				
			箇所	1		単一 61号
カラスの巣撤去D		高所作業車22～23m級				
			箇所	1		単一 62号
ハチの巣撤去						
			箇所	1		単一 63号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]

一式当たり内訳書（金抜き）

第 14号内訳書	樹木補植				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
街路樹植栽		ナナカマド；H3. 5・C0. 15・W0. 8；客土・土壌改良剤含む	本	1		単一 65号
街路樹植栽		イチヨウ；H3・C0. 15・W0. 6；客土・土壌改良剤含む	本	1		単一 66号
街路樹植栽		ヤマモミジ(含むイロハモミジ)；H3・C0. 15・W0. 7；客土・土壌改良剤含む	本	1		単一 67号
街路樹植栽		イタヤカエデ(エゾイタヤ)；H4・C0. 15；客土・土壌改良剤含む	本	1		単一 68号
街路樹植栽		イヌエンジュ；H3. 5・C0. 15・W0. 8；客土・土壌改良剤含む	本	1		単一 69号
街路樹植栽		エゾヤマザクラ；H3. 5・C0. 15・W0. 8；客土・土壌改良剤含む	本	1		単一 70号
街路樹植栽		ハシドイ；H3. 5・C0. 15・W0. 8；客土・土壌改良剤含む	本	1		単一 71号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 15号内訳書	施設管理				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2021. 11 2021. 11 1. 000-00000002000
名称		規格	単位	数量	数量増減	摘要
床掘り		土砂 現場制約あり	m 3	1		
床掘り		土砂 上記以外（小規模） 全ての費用	m 3	1		
人力積込		土砂	m 3	1		
土砂等運搬		現場制約あり 人力 土砂（岩塊・玉石混り土含む） 有り 10. 5km以下	m 3	1		
土砂等運搬		小規模 バックホウ山積0. 28m3（平積0. 2m3） 土砂（岩塊・玉石混り土含む） 有り 27. 0km以下	m 3	1		
埋戻し		現場制約あり 土砂 有り	m 3	1		
埋戻し		上記以外（小規模） 土砂 全ての費用	m 3	1		
客土B		現場制約あり 黒土 締固めなし 土砂 小運搬20km 以下	m 3	1		単一 72号
常温合材補修工		【共通】支給品（材料費含まない）、支給品運搬費	t	0. 2		単一 73号
植樹樹客土		赤土、土壌改良材（パーク系）	m 3	1		単一 74号
植樹樹客土		赤土、土壌改良材（パーク系）	m 3	1		単一 75号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

[illegible]